

第百九十回国
参議院厚生労働委員会会議録第七号

平成二十八年三月二十二日(火曜日)
午後三時一分開会

委員の異動

三月十八日

辞任

井原 巧君
石橋 通宏君
藤田 幸久君
小池 晃君

補欠選任

高階恵美子君
長浜 博行君
西村まさみ君
辰巳孝太郎君

辞任

長浜 博行君

補欠選任

石橋 通宏君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

三原じゅん子君
島村 大君
高階恵美子君
羽生田 俊君
津田弥太郎君
佐々木さやか君

委員

赤石 清美君
有村 治子君
石井みどり君
太田 房江君
木村 義雄君
武見 敬三君
藤井 基之君
古川 俊治君
足立 信也君
小西 洋之君
長浜 博行君
西村まさみ君

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

総務省情報通信国際戦略局長

法務大臣官房審議官

法務大臣官房審議官

法務省保護局長

文部科学大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働省健康局長

厚生労働省医業・生活衛生局長

森本 真治君

長沢 広明君

辰巳孝太郎君

東 徹君

川田 龍平君

福島みずほ君

薬師寺みちよ君

塩崎 恭久君

竹内 譲君

とかしきなおみ君

三ツ林裕巳君

太田 房江君

小林 仁君

山田真貴子君

金子 修君

富山 聡君

片岡 弘君

徳田 正一君

堀江 裕君

福島 靖正君

中垣 英明君

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省労働健康福祉部長

厚生労働省老健局長

厚生労働省保険局長

環境省総合環境政策局環境保健部長

坂口 卓君

香取 照幸君

石井 淳子君

藤井 康弘君

三浦 公嗣君

唐澤 剛君

北島 智子君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査(社会的養護が必要な子どもに対する支援の在り方に関する件)

(生活保護受給者に対する資産調査の在り方に関する件)

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による求職者支援訓練に関する件)

(沖縄県における戦没者の遺骨収集に関する件)

(インターネット依存の対策強化の必要性に関する件)

(障害を持つ女性の差別解消に向けた方策に関する件)

○雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三原じゅん子君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十八日、井原巧君、藤田幸久君、小池晃君及び石橋通宏君が委員を辞任され、その補欠として高階恵美子君、西村まさみ君、辰巳孝太郎君及び長浜博行君が選任されました。

○委員長(三原じゅん子君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三原じゅん子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(三原じゅん子君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西村まさみ君 民主党、西村まさみでございま

今日は、準備した質問の前に、朝日のデジタル新聞という中で、今朝ちよつと見たことがありました。それについて最初に、質問通告はしておりませんが、大事なことですからお尋ねをしたいと思ひます。

今日、私がばつと見たときに一番最初に目に付いたのは、虐待死の可能性、国の集計の三倍から五倍、小児科学会が初推計という見出しでした。年間で約三百五十人もの子供が虐待で亡くなった可能性があると推計を日本小児科学会がまとめているんです。

国では、大体年間六十九から九十九名と、随分その差があるんですけれども、これ非常に問題だと私は思ひます。やつぱり防げる可能性がある子供の死というものはきちつと分析をしなければなりませんし、小児科の先生方が任意で四つの市町村、県とでやっているんですけれども、その数字と余りにも乖離しているということはこれはあつてはならないことだと思ひますが、大臣、こういうことの数字、こういうことの調査というのは厚生労働省がまず先にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) いわゆる死因究明に關しては、全般的に、まず第一に、いろいろな御議論があつて、議員立法もできたりしておりますが、とりわけこの子供の虐待の問題につきましては様々なケースがあり得るわけでありまして、今回新聞報道で私も拝見をしておりますけれども、中身についてまだ詳細に話があつたわけではないので何とも言い難いところがございますけれども、正確な数字をつかんだ上で、私たちはそのことの深刻度というものを深く心に刻んで行政対応していくべきでないかというふうに思ひますので、いずれにしても、ゼロ歳で亡くなる方が今分かつているだけでも四割以上、それも多くは生まれたその日にということであれば、統計上、いろいろな全部カバーできているかどうかというところを考えたくなるようなこともあり得るかな

とは私もかねてから思つておりましたが、改めてどういふことが起きているのか、真実、真相を解明をしていく努力は不断に続けていかなきゃいけないというふうに思ひます。

○西村まさみ君 大臣、ありがとうございます。なぜこれを最初に聞いたかと申しますと、今日は私は社会的養護が必要な子供たちについて大臣にお尋ねしたいと思ひましたので、先に聞かせていただきました。やはり虐待死が見逃されるというようなことがないように、しっかりと国での取組も、大臣、先頭になつてやっていただきたいと思ひます。

それでは、いわゆる今日は里親制度、養子縁組制度につながるような話をちよつとさせていたいただきたいと思ひますが、平成二十六年年度の人口動態統計によると、御承知のように、出生数は百万三千五百三十九、合計特殊出生率は一・四二、これを一・八に目指すということを今政府は取り組んでやつていらつしやると思ひますが、私は毎回の厚生労働委員会でも質問をしてまいりました。社会の宝である子供への投資、これは大事なことです。なんだと、これは未来につながるんだということ

を度々申し上げてまいりました。今現在、いわゆる社会的養護が必要な子供たち、実に四万六千人存在すると言われています。国として公的な責任の下で社会的に養護を行うというところ、これは当然のことであり、過去も私も質問をしてまいりました。

まず、今の現状、子供たちはどのようなところで生活しているか、厚生労働省にお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(香取照幸君) 御答弁申し上げます。保護者のいないお子さん、それから様々な理由で家庭で養育が困難なお子さん、あるいはDVですとかあるいは児童虐待を受けたお子さんにつきましまして、今先生お話をいたしましたように、児童福祉法に基づいて、社会的養護と我々呼んでおりま

すが、里親あるいは児童養護施設等でお預かりをしております。その合計数は今お話ありましたように、今四万六千人でございます。

このうち、私ども家庭養護と呼んでおりますが、里親あるいはファミリーホームでお預かりしているお子さんが、里親につきましては四千七百三十一名、登録里親数でございますと九千九百四十四世帯でございます。ファミリーホームにつきましては、同様に二百五十七か所、委託されている児童数は千七百七十二名ということでございます。これは二十六年年度の数字でございます。

他方、施設に關しましては、施設養護と我々呼んでおりますが、時点がちよつと違いますが、二十六年十月一日現在、児童養護施設が六百一か所、入所されております児童数が二万八千八百八十三名。乳児院につきましては百三十三か所、入所児童数が三千二十二名。情緒障害児短期治療施設といったその他の施設が全体で四百六十一か所、入所児童数が九千二百一十一名でございます。このうち、母子でお預かりしている母子生活支援施設がございしますが、こちらは二百四十七か所五千八百四十三名、これは内数ということでござい

ます。なお、養子縁組もございしますが、養子縁組につきましては、これは司法の方、法務省さんの統計ですが、二十六年で普通養子縁組のうちで家庭裁判所の許可で成立した養子縁組の件数が七百十七件、それから特別養子縁組というのがございしますが、こちらの成立件数が五百十三名ということになってござい

ます。○西村まさみ君 ありがとうございます。今、局長に教えていただきました数字を見てみても、明らかに施設で生活している子供たちが多いということが分かると思ひます。何より子供が育つ環境というのは、私は恒久的な家庭の中で

の養育というものがこれは大変望ましく、全ての子供は、たとえどんな環境で生まれてきたとしても、家庭の中で家族の一員として親から、家族から愛されて、そして育てられる権利はあると思

んです。今の日本の制度を例えれば変えるなら、子の利益のために、どうやって子供の権利を守つていつてあげられるかという制度にしていかなければならないと思ひます。

そこで、よく言われている第一原則は、当然ですが生みの親、実親です。そしてその次が、生みの親への復帰が困難だったりした場合は養子縁組、普通養子縁組と特別養子縁組であつたり、そしてそれも難しい場合は里親制度、そして最後がやはり施設で生活するのが、これ、いいとは言ひませんが、この順番は大原則だと私は思ひます。

大臣は、衆議院の方の委員会でもお答えになつていらつしやいましたが、党内でお勉強会をずつとしていらつたり、愛知方式を実際に見に行かれたりしています。

大臣、私が言っている、また今世の中で言われている施設の中で育つた子はかわいそうとかいうのではなくて、どの子も家庭的な中で愛情を持つて育てられる仕組みというのが大事だと思ひますが、大臣、何か思うところがあつたら是非お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今お話しのとおり、世界からいろいろな指摘をされているのは、やはり日本は少し施設に偏重してはいないかということでもあります。

施設に私ども全国でいろんなところに行つてまいりましたけれども、それぞれういづばいづばいで皆さん子供さんのお世話をしていただいていることはもう間違いないことだと思つておりますし、また、地域での里親への支援とか、いろんな形で親御さんの支援まで含めてやつていますが、やはり子供から見た親というものをいろいろ考えてみれば、私はあるべき姿の順番は、先生おっしゃつたとおり、実の生みの親であり、次に養子、それも特別養子縁組を含めて、そして、それがかなわなければ里親、ファミリーホームということ、その後、施設の中でもやつぱりできれば家庭的な小規模なところで接してもらつてい

ことが大事だと思いますが、やはり子供から見ると、家から親が出動していくというのが当たり前ですが、施設である限りは、職員の皆さんが外から出勤、朝してくるというので、全く逆の関係で育っていくというのは、やはり愛着形成が必要で特に小さい頃を含めて、やはり本場の親に近い、親子の関係に近い形をやった方が優先的に我々は配慮をしていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。

○西村まさみ君 そうなんです、大臣。やっぱり逆なんです、生活形態というか。

そして、多分、施設で働いている全ての方が我が子のようにかわいがって育ててくださっているとは思いますが、しかし、実の親とか里親とか、いわゆる養親と違うところは、時間が来たら交代する、そして配置転換があつたら何年かでどこか違う場所に行くと、子供の目線から見るときに自分をかわいがってくれる人がいつも替わるということ、これはやはり家庭ではあり得ない、あり得にくいことなんだと思うんです。

だから、何しろこのところに視点を付けてこれから考えていかなければならない時期に来ていることは御理解いただけていると思うんですが、ただ、養護施設、実は社会的養護が必要な子供たちと言つてもゼロ歳から十八歳までいるわけですから、どの年代に、いろんな問題を抱えているとしても、私はまずやはり一番最初、誕生しておぎやあおぎやあと生まれたあそこから考えるべきだと思つています。一遍に全員をいきなり施設から家庭的な雰囲気というわけにいきません。まず先に乳幼児からやるべきだと思うんですが、それまでに、今十八歳、要は施設を出なければならぬ年齢のときに困っていることもあります。

御承知だと思いますが、十八歳まで施設の中で過ごしている子がほとんどです。その子たちが社会へ巣立っていったときに、要は、社会で生活していく日常的なことが身に付いていなくて、例えば人とのコミュニケーション、施設の中でいつも育っていますが、今度は他人、他人というか、例

えば会社の仲間であつたり近所にお住まいの方であつたり、その方たちとのコミュニケーションがうまく取れずに孤立化してしまうとか、例えば公共料金の支払い方とか、お金を一度に手にするのとときわと使つてしまつて、実は後半数週間は大変苦しい思いをして施設にまた戻ってくる。まだ施設に戻つてくれば職員の皆さんがもう一度日常生活の様々なことを教えてあげてまた出ていくことができますが、そこから先どこへ行つてしまったか分からない子供たちに対するフォローがやはり足りていないんだと思つています。

ただ、こうやつて一つ一つを言っていくと本当に切りがありませんので、今日は、最初言いたいように、乳幼児についての視点で質問をしたいと思つています。

この世に生まれて、その子の置かれた環境がその瞬間から決められる。先ほど大臣の御答弁の中にありました、虐待の一番多い年齢、ゼロ歳、生まれたその瞬間というのが一番多い。虐待死ですね。大変残念だと思つています。

昔から日本では三つ子の魂百までとか、最近では反応性の愛着障害と言葉で表されるように、乳幼児の頃から施設での集団養育が長くて、特定の養育者との信頼関係がうまく築けない。先ほど私が言いましたように、いつも同じ人が自分の周り、わつと泣いたらばつと見に来てくれる顔がいつも同じではなくて必ず違う、そういった環境の中で育つた子供は、その後、養子や里子として迎えられるとうまく家庭の中になじめず、愛着形成がうまくいかないと言われています。そういったこともだんだん分かつてきまして、国連のガイドラインでは、幼い児童、特に三歳未満の児童の代替養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきであると言つており、兄弟姉妹の分離、若しくは緊急の場合、また家庭的な養育までの短期間のみを除外しています。

日本の各自治体の取組も調べてみました。そうすると、乳幼児の、家庭で育ち健全に発達する

権利がなかなか主張できていないというか、うまくいっていないというところが明らかになりました。乳幼児は施設ではなくて里親委託、とりわけ特別養子縁組制度、特別養子縁組になることを前提とした里親委託というものを基本原則にするべきだと思つていますが、いま一度、ここで、里親委託そして養子縁組制度の違いを簡潔に、そして、あわせて、厚生労働省の見解を教えてください。

○政府参考人(香取照幸君) 私どもの里親委託、社会的養護についての基本的な考え方ですが、今先生お話ありましたように、私どもも基本的には家庭的養護、もちろん御自宅といいますか、親との家庭が第一ですけれども、できるだけ家庭に近い養育環境ということで、里親あるいはファミリーホームを基本に考えるという考え方に立つてございます。

先ほど数字を申し上げましたが、現在の里親、それからファミリーホームで足した数字が、先ほどの数字は一六・五％ということで、全体の二割弱しか里親あるいはファミリーホームではカバーされていないという状態でございます。私どもは、これを三十一年度までに取組あえず二二％まで持つてこようというふうな目標でございまして、平成二十三年に社会的養護の課題と将来像というところで将来の方向性について将来像を取りまとめてございしますが、この中では、三分の一までこれを持つてこよう。同時に、児童養護施設、特に本体施設につきましてはこれは全て小規模の形、小規模グループケアに変えようということを進めてございします。

これ以外に、お話ありましたように養子縁組というのがありますが、養子縁組が二つございまして、普通の里親から養子になっていく養子の里親と、もう一つは、今お話ありました特別養子縁組というのがあります。この二つの大きな違いは、普通の養子縁組ですと、親御さん、元々の実親とそれから養親と、お子さんは両方に関係を持った形で養育されるわけなんです、特別養子

縁組の場合には様々な理由で問題があるお子さんということですので、実は実親との関係を切りまして、実親とは関係ない形で養子縁組、養子を組むという形になります。

これは民法の制度でございしますので民法の中に規定がございしますが、現在それは六歳より下のお子さん、言わば、まあちよつとどういふ言い方をするか難しいんですが、実親との関係が記憶にないような、そういう小さい段階で行くという形で規定されてございます。この辺の取扱いにつきましては、私ども、大臣の御指示もありまして、この間ずっと専門委員会でも今後の社会的養護の在り方について議論してまいりましたけれども、その中でも、よりいっぺんこの原則を貫徹する、あるいは特別養子縁組につきましてもより社会的養護の方で活用できるような形で制度の見直し、これはもう法務省さんをお願いすることになります。が、そういったことも含めて議論するべきではないかという御議論をいただいております。

その辺も含めまして、今、今国会に提出するというところで準備をしております児童福祉法の改正の中で対応したいと思つております。

○西村まさみ君 そうなんです。特別養子縁組制度、大変いい制度なんです、なかなかこれ周知されていないという現実、これを解決しないと広まっていかないうような現状、これを解決しないと細かいことにつきましては法案審議のときにしっかりと質疑をしたいと思つていますが、今、例えば、経済的な理由で妊娠はしけれども子供を育てられないとか、病気だとか、例えば暴力や虐待とかいわゆる性暴力によつて妊娠をしてしまったとか、望まない妊娠であつたりと、そういう様々な要因の中で子供を出産する人がいる中、また一方では、いろいろな生活習慣とか例えば晩婚化などの影響とともに生殖医療の技術の進歩というところで不妊治療を行っている方もいる。しかし、なかなか始めるという期待とは大きく懸け離れて、うまく成功するということが少ないと。そういった方々、いろいろな社会的な環境の中

で、生まれてきた子供、赤ちゃんには何の罪もない。その子供たちが、できるだけやはり家庭的な雰囲気、生まれたその日から養親、実親になつていく養親と過ごすということは非常に重要だと思ふし、そこをつなげる制度というものをしっかりと構築していくことが今回の法改正であり、新法を作ることにつながるんだろうなと思つていま

要は、長期に入所児童をつくらない仕組みというものがすごく大事なんですけれども、例えば、実の親の権利は非常に重要というか固い、でも、施設に預けていても一回も面会に来ないとか一度も手紙も来ないとか、そういった親に対して、それでも実親の権利の方が、いわゆる親権というのが大事なのか、子供がこれから生きていく権利が上なのか。これは優劣を付けることはできないと思ひますけれども、やはり私は、これからはその辺のところをこの改正の中でしっかりと入れていくことが重要ではないかなと思ふんですが、今、施設に入所している子供たちに親が一体一年に何回ぐらゐ面会するのかとか手紙のやり取りがあるのかとか、そういったことの調査は厚生労働省としては施設にするようにと言つたことはあります。ないですか。

○政府参考人(香取照幸君) 今手元にちよつと資料ございませんが、施設に入つて、親御さん、里親もそうなんですが、預けられた後、当然、何といひますが、親子再統合ということがありますので、必要があればというか、可能であれば親御さんの元に戻すという努力をこれは児童相談所は行ひます。その過程で様々な形で親御さんとのコンタクトを取るようになります。これは児童相もやりますし、施設側もやりますので、そういう意味では、事情によりまして。虐待のような場合と、例えば親御さんが経済的な理由でどうしても育てられないのでしほらくの間預けるといったケースもございますので、そういう意味では、子供の状態、子供を預けたときの事情とか状態に応じて、児相なり施設側は親御さんとのコンタクト

を取るということをいたしております。

お話しのように、全く無反応の親御さんもあるんいらつしやいますし、他方で、例えば自分が病気であったり、そういう事情でお預けしておりますけれども、できれば終わつたら自分で手元に戻したいということ、その間もずっと連絡を取つたり面会に来たりする親御さんもうらつしやいますので、これはかなりケース・バイ・ケースになります。なりませんが、私どもとしては、できるだけ再統合というのを念頭に置きながら親御さんとのコンタクトを取るようにはしておりますので、ちよつと今手元に数字はございませんが、そういったことはやつていただけるようにということをお願いしております。

○西村まさみ君 とても大事なことでありますから、せっかく児童福祉法改正をするのであれば、少しその辺の期限というものを区切るというか、子供の視点で物事を考えていつてほしいと思ひます。

御承知のように、児童相談所というのは、児童福祉法の施行に伴つて昭和二十二年のいわゆる戦災孤児からずっと始まつて、時の流れを経て今は虐待の対応にすぐ追われています。細かいことになりましたから、先ほど言つたみたいに法案の審議のときに説明をして質疑をしたいと思います。私は、私はその前にどうしてもお願いしたいことは、やっぱり専門の職員がいらないです。いわゆる虐待も扱うし、不登校や非行の子供たちを扱うこともあるでしょうし、様々なことをする。ただ、先ほど言つたみたいに、特別養子縁組制度とか里親というのは、その育てていただく家庭とそ

の子が本当に幸せになれるかということを見極める専門性が絶対必要だと思ひますので、是非とも専任の部署を置くということをお考えいただきたいと思ふんですが、その辺はどうでしょう。

○政府参考人(香取照幸君) これは法案の御審議のときにまた御議論になろうかと思ひますが、今回児童福祉法の改正を議論していく中では、里親委託を強化をするということをちよつと考えてござ

いまして、児童相談所に里親の、何といひますか、開拓といひますか、里親になつていただく方を増やす、あるいは、そういった里親の支援、それは預けるまでもそうですし、預けた後もそうなんですが、そういった支援をきちんとやつていただくということで、そういった里親支援の業務をきちんと法律で位置付けて、児相なり、あるいは場合によっては市町村にお願いをするということも考えてございます。

あるいは、里親委託につきましては、委託した後のフォローにつきましては様々な民間団体の方々が活動していらつしやいます。今でもそういった方々に委託をする、お願いするということができるようになっておりますので、そういったものも使いながら、また、それと実際、里親委託を増やしてうまくいっている自治体の事例もございまして、そういったものも参考にしながら先生の御指摘を踏まえて進めてまいりたいと思つております。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

私は、この一月から二月にかけてイギリスに視察に行つてきました。いわゆる里親制度というものの、ほかの国と元々その国の文化とか伝統が違うわけですから一律に比べることはできないと思ひますが、完全に脱施設化ということで、どんなに大きな施設であっても四、五人の中で育てる、もうとりわけ乳幼児なんかは家庭的な雰囲気というのが大前提になつていました。

日本がそこに近づく、近づけるという意味では、多分気持ちには変わらないだろうと思ひますし、大臣は衆議院の委員会の中で大変いい御答弁をされていまして、私はまさにそのとおりだと思ひます。言葉だけをちよつと御紹介をして、細かいことは法案審議の中で言わせていただきたいと思います。ですが、大臣は、親権が強い日本であつて、このままじゃいはいが、やはり子供の権利を主張するのは、自らできないわけでありまして、これは社会全体で、もっと端的に言えば、法律でもつて救える命は救つていかなければならないん

じゃないか、そんな中で、その子供の人生を救うという意味においては、特別養子縁組というのは、非常に大事な時期から人間として必要なものをつくり得る制度として、大いに活用していかなければならないんじゃないかということを感じた次第でございます。全く同感です。

もうまさに、やはり大臣は、長いこと勉強会通じて、こういう子供の育ちは家庭的な雰囲気であるということ、愛知方式を実際に見に行つて、その特別養子縁組ですばらしいですね人生を送られていく親子にも会われたと聞いています。その感想を是非一言教えていただきたいと思ふんですが、記憶にございましてしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 去年の夏、六月ぐらゐだったと思ひますが、愛知に行つてまいりました。実際に特別養子縁組でできた親子、三組にお会いをさせていただきました。もう誰が見ても本当の親子、子供もそういう感じでありまして、親もそういう感じで全く違和感のない親子であつて、もう本当に愛情を注ぎながら育てていつて、子供もそれを受け止めながら育ちつたあるなという感じを感じましたし、この間、私の大臣室にも、全然違う、関東の方々でやはり特別養子縁組の親子の、これも三組か四組おいでをいただきましたが、本当にすばらしい親子関係の中で愛着形成がなされているんだなというふうに思ひました。

先ほどイギリスのお話が出ましたが、今回、先ほど申し上げたように日本では五百十三件、二十六年度の五百件余りでありまして、イギリスは五千件ぐらゐあるというふうに聞きました。人口を考えるとみれば、日本の半分ぐらゐの人口、半分強ぐらゐでしょうかね、ということを考えてみれば、いかに多いか。

それから、今先生がおつしやつたように、施設の中で子供の数より職員の数の方が多い。専門性のある方が、専門的にやはり施設でない無理な人たちが施設に来ているということ、まあ六対一が何十年と続いて五対一になつて、今四

さらに、もつと大きく言えば、法律と制度の問題ということで、大きなものは三つございますけれども、今御指摘いただきましたような事柄、私が申しました運用上の、実施の通知日の前倒しでありますとか指導の持参物の見直しなどにつきましては、医療、歯科医療等の関係の団体と十分御議論させていただきまして、来年度から、二十八年度ということでございすけれども、見直しができるように現在調整を進めているところでございす。

それから、適切な指導の問題ということで、大綱の問題あるいは高点数の問題等につきまして、もちろん関係団体と密にお話しをさせていたいただいているところでございすけれども、今後更に協議を重ね、そして理解をいただきながら、この見直しを進めてまいりたいと考えております。

○西村まさみ君 ありがとうございます。

見直しに当たってまたちょっと提案をさせていただきますと、毎回言っています、高点数であることと誤った請求をしているというところは全く次元が違います。だから、保険ルールに鑑み問題を抱える医療機関の改善を目的として実施されているのであれば、これは何かを言う必要もありませんし、当然しなければいけないことだと思っております。ここは多分同じ認識なんだと思うんですね。

もう一方で、集団的個別指導を実施した後、対象医療機関に対しては、どこが悪くてどうだったかという改善通知書等による改善項目の指摘がないんです。ただ、翌年には改善していなければ翌々年には個別指導になりますよと。何を改善したらいいのかということは非常に、ただただ保険点数の平均を下げるということであれば、国民に良質な歯科医療の提供なんかこれはできません。ですから、そこところは、もし指導大綱見直しに当たってはこういう細かいところにまでしっかりと、どこが悪いんだからどこを直さなきゃいけないんですよ、これは誤った請求なんだから

ルール上正しくないんですよということを是非とも指摘をしていただきたいということと、また医療を提供しているわけですから、その医療を提供するに当たって支障のない日にち、今だと、一日この時間に、この日というだけですけれども、幾つかやはり候補を挙げて、その中で指導を受けてくださいというような柔軟な対応も必要だと思っております。

この辺の認識は多分一緒でしょうし、ただ、いろいろな問題があることも十分承知をしています。だからこそ、これだけ二十数年間様々なことがあつて、いろいろ要求をしたり改善要求をさせていたいただいてもなかなか先に進まなかったことが一歩ずつ一歩ずつ前進していること、これは本心に心から感謝しますが、何よりも私たち医療機関の使命というのは、国民の健康の保持増進に、やはり、これを自分の使命と思つてやっているわけです。しかも、決められた保険のルールにのっとって患者さんに合った最良の医療というものを選択して提供しているわけです。是非とも医療の質の低下を招くような、萎縮診療につながるようなことだけにほならないように、指導大綱の見直しに向けては十分な連携と各方面からの話を聞いていただくことを最後にお願いを申し上げます。時間となりましたので、質問を終えたいと思っております。

ありがとうございます。

○辰巳孝太郎君 日本共産党の辰巳孝太郎です。

まず、本題に入る前に、大臣、今子供の貧困ということがいろいろ取り上げられていますが、子供の医療費助成を行っている自治体に対する国からの補助金の減額、これを廃止するということがよろしいでしょうか、決断されましたでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 前申し上げたように、これ、検討会を立ち上げて鋭意御議論をいただいております。今日も会合を開いていただくことになっていきます。したがって、そこでの御議論を踏まえた上で、最終的にどうするかというこ

とは決めてまいりたいと思ひますけれども、地方公共団体からたくさん御要望が来ていること、そしてまた、国会の中での御議論でも先生と同じように御心配されている方がたくさんいるということしかしと受け止めて考えてまいりたいというふうに思ひます。

○辰巳孝太郎君 是非そういう期待の声に応えるように、言われているような就学前だけではなくて、全体に広げていくということを是非決断いただきたいというふうに思ひます。

それでは、今日は生活保護利用者に対する資産調査問題について質問をいたします。

厚生労働省は、昨年の三月三十一日に実施要領の取扱変更の通知を出しました。その内容は、被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については少なくとも十二か月ごとに行なうることとするものであります。

これまで保護の申請時のみとしていた資産申告を毎年一回求めるとしたわけでありましたが、これが現場に大きな困惑をもたらしております。この運用変更が生活保護法に違反しているのではないかと同時に、人権侵害を引き起こしているのではないかとという声が上がっております。この観点から今日は質問をします。

まず、厚生労働省にお聞きしますが、この預貯金の使途が争点となつた学資保険裁判、いわゆる、福岡高裁は、保護のやりくりによつて生じた預金をどのように判示していますでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) いわゆる学資保険訴訟の控訴審における平成十年十月九日、福岡高等裁判所判決の判決書によりますと、憲法二十五条の生存権保障を具体化するものとしての生活保護制度は、被保護者に人間の尊厳にふさわしい生活を保障することを目的としているものであるところ、人間の尊厳にふさわしい生活の根本は、人が

自らの生き方ないし生活を自ら決するところにあるのであるから、被保護者は収入認定された収入はもとより、支給された保護費についても、最低限度の生活保障及び自立助長といった生活保護法の

の目的から逸脱しない限り、これを自由に使用することが出来るものというべきである。そうである以上、しかも、実際の生活にも幅があり、支出の節約を図り最低限度の生活を維持しながら保護費等の一部を貯蓄に回すことが可能である(法六十条は、被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持向上に努めなければならないとする。)ことをも考慮すると、被保護者において、支給された保護費等を直ちに消費せず、将来の使用に備えてその一部を貯蓄に回すことも、それが国ないし保護実施機関によつて最低限度の生活維持のために使用すべきものとして支給ないし保有が認められたものであるとの一事をもつて、許されないものと速断することはできないと判示されている。

なお、学資保険訴訟であります、これは平成十六年三月十六日、最高裁判決により被告行政庁敗訴で確定をしまして、同判決を受けて、保護費のやりくりによつて生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨、目的に反しないこと認められる場合については保有を容認する運用をしているところでございす。

○辰巳孝太郎君 そうなんです。生活保護の方は預貯金してはならないと誤解をされている方もおられるんですけども、それは預貯金が認められる。これは当然だし、そしてその使い方についてもこれは自由である。なぜ自由でなければならぬのかというと、これは人が自らの生き方ないし生活を自ら決するところにあると、これは憲法二十五条に根差しているところなんだということなんです。

むしろ、貯蓄をしないややつていけないというのが私は生活保護世帯の実態だというふうに思ひます。なぜやりくりで貯金をするのかといふものと、例えば冷蔵庫とかクーラーとかそういうものが壊れたときには、生活保護費で支給がされませんので、そのために少しずつでも預貯金しておかなければならない、突然の出費に備えなければならぬというのが生活保護の実態であります。

大臣、確認しますけれども、今回の通知は、この判決で示された自己の決定権、この趣旨をゆがめるものではないということでもよろしいですね。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今おっしゃったように、ゆがめるものではないということでございます。

○辰巳孝太郎君 それでは、一体何のための運用変更なんでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) お尋ねの少なくとも十二月に一回の資産申告を求める運用に変更した理由でございますけれども、元々収入につきましては十二月に一回申告を求める形にしていたところでございますが、まず一点目としまして、会計検査院の指摘等におきまして、入院患者などが多額の所持金を保有している事案あるいは死亡後に多額の遺留金品が発見される事案が見受けられました。そのことを受けて、それが一つの契機でございます。特に、この入院患者等における手持ち金の額を的確に把握すること、あるいは死亡した単身世帯の遺留品の原因を可能な範囲で確認することが必要と、こういったような指摘を受けたわけでございます。

そして、二つ目でございますが、平成二十五年の生活保護法の改正で第六十条を改正いたしました、適切な家計管理を促す観点から、生活保護受給者が生計の状況を適切に把握する責務を法律上規定をしたことも踏まえたものでございます。しかしながら、この資産申告自体は従前から生活保護法第二十八条に基づきまして収入認定など保護の決定、実施のために必要なものとして実施をしてきたものでございます。

○辰巳孝太郎君 まず一つ目言われました会計検査の件ですけれども、これ読みますと、会計検査は、金銭の管理を委ねている救護施設やグループホームの入所者の預貯金の話なんです。一般的な生活保護利用者の話ではないわけですよ。そういう管理を委ねている人について預貯金が多まった、そういう例があったと、こう記しているわけですから、これは理由にならないと思いま

す。

それと、二十八条一項のことを最後におっしゃられましたけれども、これも理由になりません。二十八条は、調査、報告は、臨時収入があると思われるなど具体的な必要性があると、これが法の趣旨ですから、今回は一律に全ての世帯に対して資産調査をするということですから、これも当たらないと思うんですね。

それと、六十条を踏まえてというふうにおっしゃいました。これも、適切な家計管理はあくまで生活保護利用者が主体的に取り組んでいくことが重要であるというふうに政府はこの間答弁をされておられますし、様々な課長会議などの場でも、健康管理や金銭管理はあくまで受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって保護の停廃止を行うことは想定しないというふうに十分御留意いただくようお願いすると、こういうことを政府はこれまで説明してきたわけでありまして。

これ、主体的に取り組むことに、一律に十二月一週やれば、ならないんじゃないですか。どうですか。

○政府参考人(石井淳子君) まず、会計検査院の指摘でございますが、これは二回ございまして、通知の中では確かにグループホームのことについて指摘をされておられています。

ただ、三月の報告の中におきましては、やはり死亡した単身世帯の被保護者の遺留金品の多額なものについて指摘をされていまして、もとよりこの保護費というのが被保護者の生前の最低限度の生計費の維持のために活用されることの重要性を考慮すると、やはりこの保護費の累積によって遺留金額が多額となる事態は回避する必要があると、こういう指摘があるわけでございます。適切な家計管理についての必要性ということはやはり指摘をされていたわけでございます。

また、これは一つの契機であったわけでございますけれども、資産活用というのはこの保護受給

の要件とされている制度でございます。やはりそこで、このケースでは四百万もの多額な遺留金品が残っていたということも指摘をされておりました、これは最後に、お亡くなりになったときにその実態がどうであったか把握がなかなか難しいということがございます。そうなりますと、適時に把握をしていくということが勢い論理的な帰結として求められてくるものというふうに考えております。

そういうことから、やはり国民の信頼を失うことがあってはならない、また被保護者につきましても、最低限度の生計費の維持、そのために使っていたかどうか、この二つの観点からこうした運用の変更が必要と考えた次第でございます。

○辰巳孝太郎君 では、この通知が発出されて以降、どういうことが現場で起きているのかということをは是非知っていただきたいと思うんですね。ことを追っている事例が全国で確認をされております。こういう事例があるということを、厚労省、認識されていきますか。これ人権侵害じゃないですか。

○政府参考人(石井淳子君) 事前に辰巳先生から御指摘を受けたところでございますが、それはやはりプライバシーに十分配慮しながら、きちっと説明をしながら丁寧に対応することが必要と考えておりまして、またこの三月の課長会議ではその旨指示を徹底をしたところでございます。

○辰巳孝太郎君 明確に答弁をいただいております。生活保護利用の方に財布の中まで見せろというのは人権侵害ではありませんか。

○政府参考人(石井淳子君) 財布の中身というよりも、預貯金の通帳につきましてはこれを把握する必要がありますと思いますが、財布が大変広がつて大きく膨らんでいて、かなりたくさん入っているという、仮にそういう場合があったときには、実際のところ、見せてくださいということもケースとしては出てき得るのではないかなと思いま

ます。ただ、その際に、やはり人権については十分配慮しながら、丁寧に説明をして理解を求めていくと、これは当然必要なことだと思います。

○辰巳孝太郎君 ちよつと大臣、財布の中まで見せろとケースワーカーに生活保護利用者が言われたら、これ本当に驚きますよ、傷つきますよ。こんなことまで許していいんですか。やる必要ないでしょう。

○国務大臣(塩崎恭久君) 原則は今局長から申し上げたとおり、プライバシーを守るということは大事なことでありますから、それはそれとして、それぞれケースワーカーも配慮をしていかなければいけないというふうに思います。

しかし、法律にのっとって、この資産管理も十二月に一回ということになったわけでありまして、税金を使つて最低限度の暮らしを守るといふこの生活保護の基本を守る範囲内では考えていかなきゃいけないので、最大限プライバシーの保護は守つていかなければいけないというふうに思います。

○辰巳孝太郎君 財布の中身を見せろと強要するものが、プライバシーを保護する、プライバシー、それは配慮しながらと、こう言うわけですけど、物すごいプライバシーですよ、財布の中身なんです。

それだけじゃないですよ。銀行預貯金、通帳です、これのコピー提出を迫られるということも出ております。

大臣、ちよつとお聞きしますけれども、御自身の通帳を第三者に見られたことありますか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 基本的にはないと思います。

○辰巳孝太郎君 生活保護利用者の方は自分の通帳のコピー一年分、これを持ってこいということ言われているわけですが、これも私も私にも人権侵害だということに思います。

大体、財布の中身を見るときは見ないとか、あと通帳の中身がどうか、これ物すごいプライバシーの塊なんです。通帳の履歴もそうですよ。

どこでお金を幾ら下ろしたのかということが全部分かるんですよ。資産が幾らあるのかということをお調べするのであれば、通帳の最後のところを幾ら預貯金があるのかということを見れば済むんじゃないんですか。これ一年分取る必要はないんじゃないですか。生活保護利用者の方から、こんなことやめてほしいという声が出ていますよ。これ、どうですか。

○政府参考人(石井淳子君) まず、金額が少ない場合にはこれは簡素化は必要だというふうに考えているところがございますが、やはり資金の流れというものについてどうしても把握をする必要があるということ、最終的に残った残額だけではなかなかこれは把握し切れないということではないかと考えております。

○辰巳孝太郎君 まあちよつと話にならぬのですけれどもね。

では、やりくりによって生じた預貯金がある場合は、その運用はどうするんでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) 生活保護受給者の預貯金が確認をされた場合であります。これは冒頭、議員が引用もされましたその判決もあるわけでございます。これはその使用目的というのをまず聴取をいたします。その上で、この使用目的が生活保護の趣旨、目的に反しないことが確認された場合は保有はどうぞということになります。

逆に、この使用目的が直ちに明らかでないとか、あるいは使用目的が保有の認められない物品とか、高額なものです。その購入目的であった場合には、まず、その世帯の生活状況などに応じてまして預貯金の計画的な支出について助言、指導を行います。その上で、助言、指導との兼ね合いもなかなかうまくいかない、状況に応じましては収入認定や保護の停廃止ということに至る場合もこれはあると考えております。

○辰巳孝太郎君 今、預貯金がある場合は助言、指導という話がありましたけれども、これは、活用すべきと思われる預貯金であったとしても、生活保護利用者とのやり取りの中で計画的な支出に

ついて助言、指導することで停廃止という措置をとらないようにするというところでよろしいですね。

○政府参考人(石井淳子君) 乱暴にすぐ停廃止ということはいらないというところでございます。まずは、計画的な支出ということでございます。

○辰巳孝太郎君 もう一つ確認しますが、預貯金があると、しかし、その使途の目的というものはなくて何となくためていたと、何となくためていたんだと、備えていたんだという方もたくさんおられます。その場合でも、一律に停廃止ということではなくて、これまでためてきたということ、最低基準の生活以下の生活をされてきたわけですから、その活用についてきちんと助言、指導をして停廃止にならないようにするという、そういうことでよろしいですね。

○政府参考人(石井淳子君) 御指摘のとおりでございます。

○辰巳孝太郎君 この間、生活保護利用者の方は、生活保護の基準の引下げであるとか住宅扶助の引下げ、あと冬季加算の削減などで更に困窮をすることになっております。

人権侵害を伴う今回の資産調査は、保護利用者の方に、私は、時々山登りをしたいんだと、また年に一回は墓参りをしたいんだと、そういうことを堂々と言えないような環境をつくっていくことになっていくと思うんですね。ですから、今厚生労働省としてやるべきは、こういう生活保護利用者の方の不安を取り除くということと同時にやらなければ、それこそ生活保護の方は預貯金をしてはいけないんだと、こういう誤ったメッセージを送ることに私はなると思うんです。

そこで、大臣、お聞きしますけれども、やっぱり憲法二十五条の趣旨に照らして、生活保護の方は自らの生き方を自分で決めることができる、決めることができる、そして人権侵害のようなプライバシーを侵害することはない生きていく、それを保障するのが今厚生労働省として大事だと思えますけれども、確認したいと思えます。

○国務大臣(塩崎恭久君) これは憲法第二十五条で、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、この明記をされているわけでありまして、生活保護法の第一条には、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする、こういうふうになっているわけであって、金額、納税者の税金でこういう最低限の生活は保障するという、こういう仕組みでございますので、財源が皆さん方のお支払いになっている税金であることを考えてみれば、やっぱり公正な制度として運営をされていかなければならないということだと思えますし、その困窮の程度に応じ、という場合に、何をもちてその困窮の程度を測るかという、やはりそれは一つは所得であり、もう一つは資産であるがゆえに、今日のような、先生御指摘のようなことが起こり得るわけであり

ますが、それはやはりバランスをよく考えた上でやっていく、公正な運営に厚生労働省としても市町村にお願いをしていかなければならないと、心して運営していただくようにしていただかねばなりません。重ねて申し上げますけれども、やはりこれは税金で皆さん方が助け合いをする、その仕組みだということをやっぱり基本に置いて運営をしていくべきだというふうに思います。

○辰巳孝太郎君 最後。
大臣、人権侵害はバランス問題じゃないですか。これは、どんなことがあっても人権侵害をやつてはあきまじいから。
私は、人権を侵害するこの資産調査は中止すべきだというふうに申し上げて、質問を終わります。

○東徹君 おおさか維新の会の東徹でございます。今日は、特定求職者を対象とした求職者支援制度についてお伺いしたいと思います。先日は短期集中特別訓練事業のことについて詳しくお聞かせをいただきましたけれども、今日は別の事業についてお聞きしたいと思います。

私は、いろいろとちよつと細かい話を聞くようでありまして、これは本当に、来年から消費税が一応、安倍総理は上げるといふふうに言っておられますけれども、消費税が八%から一〇%に上がる、それはなぜかという、冠たる社会保障制度を次世代につないでいくためだといふような答弁をいつもされますので、そうであるならば、やはり国民からいただいた貴重な税金を無駄のないようにきちつと使つていかなきゃならない、そういう思いで、ちよつと細かいことを聞くようですが、是非お答えをいただきたいと思えます。

特定求職者を対象とした求職者支援制度でありますけれども、これは無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを簡単にするために給付金の支給、月額十万円でありまして、支給していくと。状況に応じて生活資金の融資、単身者であれば五万円、扶養家族であれば十万円と、こういうような内容となっております。訓練の実施機関に対しては訓練コースに応じて訓練奨励金の支給が行われており、基礎コースとして月額六万円、実践コースで月額五万円ということになっております。

この事業でありますけれども、雇用保険の失業給付を受給できない求職者に対して給付金の支給や無料の職業訓練を実施するものでありますけれども、平成二十五年年度補正予算で行われて、先日の厚生労働委員会でもちよつと質問させていただいた短期集中特別訓練事業と似たようなものであります。この求職者支援制度では、J E D、また出てくるんですが、J E D、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構でありますけれども、職業訓練の認定や訓練機関の指導を行うものとして、平成二十六年年度におきましては人件費が三十二億一千九百万円、業務費が十八億六千八百万円、一般管理費、本部運営費、二億七千三百万円ということで、合わせて五十三億六千万円がJ E Dに支払われるということになっております。

特定求職者を対象とした求職者支援制度でありますけれども、これは無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを簡単にするために給付金の支給、月額十万円でありまして、支給していくと。状況に応じて生活資金の融資、単身者であれば五万円、扶養家族であれば十万円と、こういうような内容となっております。訓練の実施機関に対しては訓練コースに応じて訓練奨励金の支給が行われており、基礎コースとして月額六万円、実践コースで月額五万円ということになっております。

平成二十六年度の執行額が事業全体で三百五十億二千九百万円ですから、その七分の一がJ E E Dに支払われているということになるわけですが、このような高額の業務費が訓練の認定や訓練機関の指導に掛かっているのか、具体的には一体何をやっているのか、お伺いしたいと思えます。

○副大臣(とかしきなおみ君) お答えさせていただきます。

今御指摘がありました高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う求職者支援訓練の認定業務を行う人件費のお話がございましたけれども、これは、平成二十六年度の予算では三十二億二千百万円であります。同年度の決算の報告によりまして、決算額は、二十五億九千万円から法定福利費等を除いた十八億四千万円が職員の給料として支払われております。ということ、こちらの給料二百六十人分が対象ということにならせていただいております。

独立行政法人としては人件費の抑制が厳しく求められておりますので、効率的、効果的な業務運営を心掛けてこれからも予算執行が行われるようにしていきたいと、このように考えております。

○東徹君 済みません。全然質問したことに對して答えていただいていないんですよ。この間も、ちよつと違ひますということは何度も指摘させていただきました。

別に副大臣とか政務官でなくて私はいつもいいんですというふうなこと、どなたでも結構ですというふうなことをいつも言わせていただいておりますので、通告のときはどなたでも結構ですと言っていますので、違う方で結構ですから、無理して別に答弁していただかなくて結構なので、聞かれたことを的確に答えていただきたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○副大臣(とかしきなおみ君) 失礼いたしました。御答弁させていただきます。

御指摘の五十三・六億円の件でございますけれども、平成二十六年度の予算では、効率的な業務

運営に努めた結果、決算額は、おっしゃるよう三十八億五千万円となっております。

御指摘の業務の内容につきましては、全ての訓練コースにおいて、おおむね月一回訓練の実施状況を把握し、確認し、定期的に行われていない場合には訓練機関に必要な指導、助言を行うとして、平成二十六年度では一万九千九百八十四件の状況確認を行っていただいております。

また、平成二十六年度には、訓練機関から八百五十コースの訓練認定申請を受理させていただきました。五千八百十五コースが認定されていたこと、あわせて、認定申請に際しては、モデルカリキュラムの説明や提供、求人支援訓練の実施方法に関わる専門的な助言を行っていただいております。平成二十六年度は一万一千五百五十件の相談援助を行っていただいております。このほかには、講習会の制度の周知広報など様々な業務を行っていただきました。このような金額となっております。

○東徹君 訓練の認定件数ですけれども、申請は八千件のうち約六千件というふう聞いておるんですが、間違ひないでしょうか。

○副大臣(とかしきなおみ君) ということ、申請の方は、平成二十六年度、訓練機関から八百五十コースの認定を受理して、結果的に五千八百五十コースが認定させていただいております。

○東徹君 ということは、これ一件当たり、コストでいうと、六千件、仮に申請件数が約八千件あったとして、八千件の多い方の数字で計算したら、この事業費全体で、運営費全体で制と約六十七万円になるんですよ。これ、一つの認定するために六十七万円って、これめちゃくちゃ高コストじゃないですか。

○副大臣(とかしきなおみ君) 済みません。

先ほどお答えをさせていただきましたけれども、しっかりとこれは適正な価格で運営されるように説明の提供や指導実施の方法については専門的な助言を行っていただいております。先ほどもお答えさせていただきましたが、一万一千百五

十件の相談援助を行っていただいております。

○東徹君 一万一千百五十件の相談の内容がどうなのか、私も細かく見ておりませんが、相談事業というのはどんな機関でも、役所でもこれやっているわけでありまして、件数にしたらずい数です。でも、これはすごく非常に高コストな事業となっておるのは間違ひありません。

J E E Dの本事業の人件費、これ三十二億円必要というふうになっておるんですけれども、何人が対象となっているのか、お伺いしたいと思えます。

○副大臣(とかしきなおみ君) これも先ほどお答えさせていただきましたけれども……

○東徹君 先ほどは聞いていなかったんですよ。○副大臣(とかしきなおみ君) 職員二百六十人を対象として支払っております。

○東徹君 これは、対象が二百六十人ということですから、人件費、三十二億一千九百万を二百六十人で割ると一人当たりの人件費が一千二百三十八万円になるんですよ。一千二百三十八万円ですよ、一人当たり。そんな高い人件費ってないですよ。おかしいと思いませんか、これ。

○副大臣(とかしきなおみ君) お答えさせていただきます。

説明させていただきますと、今、三十二億二千万円、これ全部が人件費ということではなくて、当然この中で、決算によりまして、決算額が、二十五億九千万円から法定の福利厚生費を除いて職員の人件費は十八億四千万円となります。職員が二百六十人が対象ということでありまして、一人当たりの人件費の平均は七百七十五万九千五百七十七円、このようになります。

これは、機構職員の給与は国の年俸と合わせてありますので、これが特に特異的な数字というふうには思っておりません。国家公務員と同等の給与水準となっているというふうに判断しております。

○東徹君 社会保険も含むのはまあ分かるんですけれども、退職手当というののもこれ含みますけれども、退職手当というののもこれ含みますけれども、

○副大臣(とかしきなおみ君) 退職手当は、これは含まれておりません。

○東徹君 じゃ、退職手当も含んでいなくて、これ単純に計算したら一千二百三十八万円ということなんです。でも、まあ七百七十五万円というふうな話が先ほどありましたけれども、どう計算してもなかなか合わないんですね。やっぱりこれはきちんとして、一回どういう内訳なのか、しっかりと説明をしていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 事務方がいた方がスムーズに質疑が進むような感じがいたしますが、今、数字をもう少しまとめて丁寧に整理をして出してこい、こういうことでありますので、そういうふうにならせていただきたいと思います。

○東徹君 短期集中特別訓練事業では、元々、全国で一律に事業を行う必要があるなどの理由でJ E E Dにその訓練の認定業務を委託しようとしていたわけですが、不正入札の問題があつて、全国六つのブロックに分けて入札を行った結果、J E E Dではない企業、東京リーガルマインドなんかですけれども、委託を受けて、コスト問題があるというふうに私はこの間も指摘させていただいたわけですが、

この求職者支援制度ですけれども、短期集中特別訓練事業と仕組みがほぼ同じであることからすれば、ただ、これJ E E Dにだけ任せるのではなくて、先日京都府県とかいうふうなお話もさせていただきましたが、的確なところもあって、そういう事業費のことも含めて検討すべきだというふうに思っています。そのために職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律というのがあるんですけれども、この法律を改正すべきというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) この求職者支援制度で委託業者をどう決めるかという問題で、適切な入札を行うべしと、こういう今御質問をいただいているわけでございますけれども、求職者支援訓練は雇用のセーフティネットでございますして、雇用保険でカバーされない方々についての制度ということで、全国一律のユニバーサルなサービスとして国が責任を持って運営すべきという考え方に基づいて組み立てられているというふうに思います。

は奨励金を支払った後に発覚しておりますので、総額で何と一億六千万円あるんですね、一億六千万円、不正受給が。

この返還命令を出しているんですねけれども、実際に返還されたのは七百万円にとどまっておるわけですね。この不正受給、残り一億五千三百万円、どうやって返還してもらうのか、お聞きしたいと思います。

○委員長(三原じゅん子君) どなたがお答えになりますか。

○東徹君 ああ、ごめんなさい。じゃ、通告してないかもしれません、これは。

○委員長(三原じゅん子君) では、再度、東徹君。

○東徹君 これ、済みません、通告していなかったかもしれないですね、これだけは。なので、これ、きちっと返還してくれませんか。

○副大臣(とかしきなおみ君) 引き続き返還に向けて努力していきたいと、このように考えております。

○東徹君 もう一つ、これも最後に、この問題で終わっちゃうかもしれないですね、このJEDDというところでですけども、有村委員なんか前大臣やっておられたからよく御存じかもしれないですね、今年の三月八日時点で厚生労働省から六十三人も出向しているんですね。物すごい多いと思うんですね、厚生労働省から六十三人出向しているというの。

よく公務員の数は減ってきているとか何かあるんですけども、いろいろなところに多分出向して減ってきているのかなというふうに思っています。減ってきているのかわからないんですけど、そのうち二名は役員で出向となっていて、加えて七名が嘱託社員として再就職しております。他省庁からの出向も二名おられます。これJEDDに対して、言ってみればJEDDのための補助金を支給しているというふうにかねないんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど御説明いたしたけれども、この求職者支援訓練というのは雇用のセーフティネットだということで、さつき申し上げたように、雇用保険で守られている人とうじやない人がいますので、我々は政府としては両方守っていかなきゃいけないということでありまして、国が責任を持って運営をすべしということで、労政審の中でもそういうことを御指摘を受けているわけでございます。

先生の御指摘については、随分人数、出向が多いねということでもありますけれども、この訓練の認定につきましては、さつき申し上げたように、一定程度のやつぱり専門性というのが必要だった、ノウハウを持ったままでもやつぱり判断をして、どういう訓練がいいのかということが必要だというのに、それがJEDDにやらせていることの理由なんだというふうに思います。

この現役出向の中の役員二名、職員六十一名でありますけれども、障害者部門というのが圧倒的に多くて、これだけで四十三名います。つまり、障害者雇用の専門の職員が当たっているということとで、それが一番多いわけで、あとは高齢者雇用業務あるいは住宅譲渡業務などで五名とか、それから職業能力開発業務で二名とか、一定程度のやはり、管理業務もありますけれども、一定程度この訓練や再就職の可能性についての専門家ということで、特に障害者の問題については詳しくない、障害もそれぞれですから、そういうことになつていくということで、先生が今御指摘になるような思いを、疑いを持たせるような運営がないようにしていくことが大事なのではないかというふうに思いますので、なお、先ほどの不正受給等々ございまして、また財務面でもきっちりとかウンタビリティーを高めるということをやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

○東徹君 大臣、ありがとうございます。是非しっかりと前へ進めていただきたいというふうに思います。

もう、ちょっと時間になってしまいましたので、五問中一問しか質問できませんでしたが、これで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(三原じゅん子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、長浜博行君が委員を辞任され、その補欠として石橋通宏君が選任されました。

○川田龍平君、まだ維新の党の川田龍平です。あと何日仕事が終わるんでしょうか。私も、会派がどうなるかちょっと分からないですけれども、これから質問をしつかりさせていただきます。

それでは、まず一番最初の質問の前に、ちょっとここ連休がありまして、土曜日の新聞に、朝日新聞なんですけれども、「臨床研究 甘い規制」ということで、新聞記事に大きく出ていました。これは、ノバルティスの高血圧治療薬のディオバンの論文不正事件で刑事裁判が十七、十八日と行われております。それについて記事が載っております。そこでは、一三年の当時、厚生労働省の方で検討委員会を設けてこの調査をしておりますけれども、真相解明ができなかったと。委員を務めていて、この裁判を傍聴していた循環器内科の桑島巖先生が、臨床研究適正評価教育機構理事長が、こう新聞のインタビューで答えています。

今回の医師の研究不正は想像を絶していたと、臨床研究に対する規制や違反した医師へのペナルティーが必要だということで、これは厚生労働省も検討会を設けて、一四年に法規制が必要との報告書をまとめて、国会の法案の提出を検討していると記事になっております。

何度も私もこれ聞いてきましたけれども、大臣、是非これ一日も早く法案提出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 患者の安全ということも、それから産業としても、新しい薬とか、そして医療においても新しい医療の方法を、治療方法

を開発する意味においても、臨床研究は非常に重要であります。したがって、そこに一点の曇りもないようにしていくことが我々としても達成しなさいいけないことだろうと思うので、私も今法案を準備中でございますので、是非とも、今罰則付きという話がありましたけれども、きちっとした法律が出来るように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○川田龍平君 是非、これ、繰り返し聞いていきますので、よろしく願います。しっかりと出していただきたいと思います。

じゃ、通告の質問に入ります。

沖縄における戦没者遺骨のDNA鑑定について伺います。これ、二〇〇三年から実施している戦没者遺骨のDNA鑑定について、二月十八日に引き続きこの質問をさせていただきます。

政府は、このDNA鑑定の拡大について、来年度の早い時期からまず沖縄で実施するとされています。沖縄ではこの事業の成功が全体の成功につながるという観点から、以下、集中的に質問させていただきます。

二月十八日に、私がこの委員会でも質疑し、全会一致で可決したこの遺骨収集の推進法案は、今週にも衆議院で可決、成立する見込みです。遺骨収集推進法案は、収集だけではなく、御遺族への引渡しまでが国の責任だということをしていることを前回の大臣の御答弁でも明らかにしていただきました。

沖縄戦の場合、一般県民がこの戦闘に巻き込まれ、多くの多大な犠牲が出ています。この法案は、激戦地の沖縄においては民間人の戦没者も対象としていると理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(堀江裕君) お答え申し上げます。

厚生労働省としては、これまで戦地で戦闘に巻き込まれて亡くなった方を対象として遺骨収集に取り組んでまいりました。国内で一般人を巻き込みました戦闘が行われ、御遺骨が長年収容されずにいた唯一の場所であり、沖縄につきましても、軍人、民間人の分け隔てなく遺骨収集を実施

してきているところでございまして、今回、遺骨収集を推進するための遺骨収集推進法案が成立いたしました場合にも、沖縄で戦闘に巻き込まれた方につきましては対象となると、こういうことでございます。

○川田龍平君 これは沖縄県民の民間人の方も、この犠牲者の遺骨も国の責任で、遺族へ責任持つて引き渡されるということですね。これは本当に沖縄県民にとっては大変喜ばしい答弁だったと思います。堀江審議官、ありがとうございます。

是非これ、民間人の戦没者の遺族である沖縄県民にもDNA鑑定を呼びかけるべきではないかと考えますが、民間人戦没者にDNA鑑定を呼びかける場合、どのように行うつもりでしょうか。

○政府参考人(堀江裕君) DNA鑑定の対象拡大につきましては、御遺族が高齢化していること等を踏まえまして、国会での御議論や関係団体等からの要望も踏まえまして、戦後七十年を契機に議論を加速し、まずは部隊記録等が残っている、ある程度戦没者の特定ができる沖縄について実施する方向で検討してございます。沖縄において戦闘に巻き込まれました民間人も遺骨収容し、DNA鑑定により身元が特定できれば御遺族にお返しする対象となるものと考えてございます。

DNA鑑定の呼びかけに当たりましては、遺留品や戦没者の名簿等が必要となるわけでございますが、沖縄県において民間人の戦没者に関する資料を作成、保管していることから、今後、県とも協力も得ながら、DNA鑑定を御遺族に呼びかけることについて検討してまいりたいと考えてございます。

○川田龍平君 来年度の早い時期に開始するということですが、大臣、これ通告していませんが、遅くとも今年度中には具体的な方針を示していただきたいと思います。

○国務大臣(塩崎恭久君) 方針作成に向けてしっかりとやっていきたいというふうに思います。

○川田龍平君 是非できるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

配付資料のページを御覧ください。これは現在国が保管している遺骨検体の一覧表です。このうち沖縄県で収集したものは八十七件あります。この遺骨検体とは具体的に何でしょうか。

○政府参考人(堀江裕君) 遺骨検体につきましては歯でございます。

○川田龍平君 これは、つまり骨ではなく、頭蓋骨に付いていた歯のみなんです。歯です。この八十七件の歯に付いている頭蓋骨は沖縄県内のどの市町村で収集されたのか明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人(堀江裕君) 先ほど来お答えしておりますDNA鑑定の対象拡大につきまして、二十八年度のできるだけ早い時期に、部隊記録が残っており、ある程度戦没者の特定ができる沖縄につきまして実施する方向で検討しております。

実施に当たりましては、実施市町村名を明らかにした上で御遺族を呼びかけることとしておりまして、今後、準備が整い次第、公表させていただきます。

○川田龍平君 これ、是非情報を明らかにしていただきたいと思います。

沖縄戦遺族へのDNA鑑定参加の呼びかけを行うに当たり、この歯の検体八十七件がこのガマ、村で出たものかという情報をまず明らかにする必要があります。これは、一覧表は既に存在するはずですが、なぜまだ公表できないのでしょうか。もう一度その理由を明確に答弁ください。

○政府参考人(堀江裕君) 先ほど大臣からもお答えございましたように、実施方法を決める検討会を早々に実施する方向でございまして、その際に市町村名も含めまして整理して、実施市町村についてまず公表して、実施して、呼びかけをしてまいりたいと思っております。

○川田龍平君 是非、一日も早く検討会を開いて、公表していただきたいと思えます。沖縄県民の皆さんは一日も早い公表を待ち望んでいます。遅くとも今年中には是非公表していただけたら幸いです。準備を進めていただきますよう、よろしくお

願いたします。

沖縄県では腕や足などの四肢骨を始めとする遺骨を焼却せずに独自に保管をしています。これは、DNA鑑定の実施により、一人でも多くの遺族に遺骨をお返ししたいという県民の思いの結果であることは厚労省も御存じのほうです。

しかし、厚労省は歯のある頭蓋骨のみを個性性があるとしているようですが、身元が分かる遺留品がなく、かつ歯が付いている頭蓋骨を伴わない御遺骨はどのように取り扱うべきと考えているのでしょうか。

○政府参考人(堀江裕君) 厚労省といたしましては、戦禍により尊い命を犠牲にされました戦没者の御遺骨に敬意を持って向き合うことが大切と考えてございまして、極力御遺族の特定に努めるためDNA鑑定を実施し、戦没者の歯が比較的容易にDNA情報を抽出でき、安定的な結果が得られる旨の専門家の御意見を参考に実施してございます。

その一方で、長年収容されず戦地に置かれた御遺骨につきましては、御遺骨の尊厳や御遺族の心情に鑑み、国として慰霊を行うため、必ずしもDNA鑑定につながらない部位で遺留品もない場合には、そのまま保管するのではなく、早期かつ丁寧に火葬し、千鳥ヶ淵戦没者墓苑等に納めることが最善というふうに考えてございます。

○川田龍平君 そうであっても、しかし、遺族の目線から考えれば、たとえ一本の腕の骨であっても、足の骨であっても、遺族にとってはそれが父であり、兄であるのです。母であるかもしれせん。

宮城県の花川湾で本年の一月二十日に見付かった大腿骨一本が、DNA鑑定の結果、大震災の犠牲者の遺骨と判明して御遺族に返還されています。ここにその新聞の記事もありますけれども、この遺族の方は、本当に骨、大腿骨一本が漁師さんの網に引っかかって漁師さんに発見されて、これが返ってきたときに、やっと帰ってきた、本当によかった、本当に骨一本返ってきたことが、

帰ってきたねということにやはり遺族の方にはなるわけです。これを七十年間待ち望んでいる人たちがいるということなんです。本当にそのことをやはり是非厚労省の方には分かっていたいただきたいと思ひます。本当に小さな骨片、それ全てというのは無理かもしれませんが、でも、そういった骨をしつかりとやっぱり遺族に返していくということはすごく大事なことだと思ひます。とても大事なことだと思ひます。

韓国では、朝鮮戦争の犠牲者のDNA鑑定を大腿骨などから行っていると聞いています。これ、二〇一三年以降、沖縄県が焼かず保管している遺骨について、腕や足などの四肢の骨からDNAが採取できるかどうかの試験的な事業を沖縄において実施すべきではないでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今、韓国の話が出ました。結論からいえば、やはりさつき審議官から説明を申し上げたように、今のところDNA鑑定は歯を用いて行うということが一番安定的だという理解で、理解というのは、それは科学者の考え方がそういうお考えで、我々はそれに従っているわけですから、今のようないいことになって、千鳥ヶ淵に火葬の後に納めるということは今まではやってきているわけですね、分からない場合には。

そういうことでありますけれども、今先生御指摘のように、御遺族から見れば、それはどの部位であろうとも、一かけらでもやはり回収したいと思ひ思ひは、全くこれはもう世界中同じだと思ひますけれども、そのことはやっぱり深く理解をした上で、あとは科学としてそれが立証可能なのかどうかということを考え、そして、なおかつ御遺族の皆さん方のお心をおもひながらどうすべきかということを考えていくのかなというふうに思っております。今すぐ歯以外でもDNA鑑定をやりますというほど今科学的な知見が蓄積は日本ですでにないということなので、なお、韓国を含め、どのようなことが科学的に証明可能なのかということをよく考えてまいりたいという

ふうに思ひます。

○川田龍平君 そういったお気持ちを是非大事にしたいだきたいと思ひます。県民の方たちもやっぱり本当に、先日もDNA鑑定の専門家による勉強会が院内集会で、議員会館で開かれました。そこでは、遺伝子情報の解析センターの山田代表という方がおっしゃっていましたけれども、七十年前の遺骨でも保存状態によってはDNA鑑定は可能だと明確におっしゃっていました。

今回のこのDNAの拡大方針というところで、いきなりは無理としても、有識者の結論を金科玉条とせずに、科学の進歩というものもありますので、同じく半世紀以上前の遺骨からDNAを抽出している韓国のやり方も参考にしつつ、是非とも今後の技術の進展を踏まえて試験的に実施していただけないか、御検討をお願いいたします。

それから、民間人の戦没者の遺骨を遺族への返還前にだびに付すことについて、沖縄県民の考え方について、厚労省としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人(堀江裕君) 遺骨収集は、法案の中にも記載がございますように、いまだ収容されていない御遺骨を収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の御遺族に引き渡すことなどというふうなふうになっているということからいたしますと、先ほど来委員お話しのように、御遺族への返還前に焼骨を望まないような御希望もあるのだからというところは理解してございます。

一方、これは先回の委員会でもお答え申し上げましたけれども、長年収容されず戦地に置かれ、ようやく収容された御遺骨について、早期かつ丁寧に火葬して遺族にお返しする、それがかなわない場合には千鳥ヶ淵戦没者墓苑等に納めることが戦没者の尊厳につながるの考え方もあり、厚生労働省では、現時点でこれを基本に戦没者の特定に必ずしもつながらない部位について取り扱っているということでございます。海外の戦地に遺骨収集帰還事業の派遣団を送っておりますけれども、現地の方で火葬の式典を行い、そこでもって

遺族や戦友としての焼骨を行ってだびに付すというところで一つの心の区切りを付けていただいているというののも現実でございます。そうした御遺骨を千鳥ヶ淵の引渡式の方で議員も含めましてお迎えいただいていると、こういう実情にござい

ます。○川田龍平君 私は、沖縄というのはまた特殊な地域だと思ひます。やはり、焼骨することだけがそういった遺族の方の思いに込めることではなくて、焼骨することとは旧陸軍の慣習に従って今も焼骨をして返すということをしているんだそうです。これはやっぱり、民間人の方の遺骨もそういうただだびに付してから遺族に引き渡すということではなくて、これは本当に沖縄県民の気持ち、考えを、やっぱり理解を得られるのかということ、基本方針というものを決定する前に是非もう一度慎重に検討していただきたいと思ひます。

この問題というのはまた引き続き行つてまいりますが、そういった沖縄県民の気持ちにやっぱり即してこういふことを是非やっていただきたいと思ひます。本当に、今のところはまだ八十七件しか保管していないわけですので、そんなにたくさんの方のことをやれということではないです。是非これ慎重に、この方針を出す前に検討していただきたいと思ひます。

次に、福島県外での甲狀腺検査の必要性について伺ひます。これは次のページの配付資料の二ページ目と三ページ目を御覧ください。

環境省では、福島県外でのリスクコミュニケーションの取組として、栃木県、群馬県、千葉県、茨城県などで甲狀腺の超音波検査について、自治体職員等を対象とした人材研修を行っています。県外にも放射線被害を心配する多くのお母さんたちや子供たちがいます。リスクコミュニケーションの取組として、これで果たして十分とお考えでしょうか。

○政府参考人(北島智子君) 環境省では、放射線に関する科学的知見や関係府省庁の取組などを集

約した資料を作成いたしまして毎年度更新するとともに、こうした資料を活用して保健医療福祉関係者や教育関係者等を対象とした人材研修や地域のニーズを踏まえた住民参加の意見交換会などの取組を進めております。

議員御指摘の甲狀腺の超音波検査に関する人材研修のほかに、放射線に係るリスクコミュニケーションとして、放射線の人体影響、食品の安全性など様々な研修を行っているところでござい

ます。こうした健康不安に係る人材研修に関しましては、福島県内で延べ二千二百二十九名、福島県外で延べ千七百四十四名に研修を行い、また、住民の方を対象としたセミナーや意見交換会には福島県内外で延べ二千三百九十九名に御参加をいただいているところでございます。

引き続き健康不安対策に努めるとともに、正確な情報の発信にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○川田龍平君 これ、自治体職員向けの講演会というのとは一方通行の情報伝達にすぎず、双方向で相互に意思疎通を図るというリスクコミュニケーションの取組としては余りにもお粗末です。独自の取組として甲狀腺検査を行っている自治体がありますが、それぞれどれくらいの実施人数でしょうか。

○政府参考人(北島智子君) 福島県外の市町村が実施している甲狀腺超音波検査の詳細につきましてはつまびらかに承知はしていませんが、自治体のウェブサイトに上の情報ではございますけれども、例えば宮城県の大森町、茨城県の東海村、高萩市、北茨城市、大子町、常総市、牛久市、龍ヶ崎町、つくば市、かすみがうら市、栃木県的那須町、日光市、千葉県の柏市、松戸市が独自に小児に対する甲狀腺超音波検査を行っていること承知をしております。

実施機関や実施方法が各自治体で異なることもあり、一概に比較することは困難でございますけれども、ウェブサイトで公開されている情報に

よりまずと、その実施人数は、例えば宮城県の丸森町では平成二十三年から二十五年度の三か年で千九百八十二人、茨城県の東海村では平成二十四年度から二十五年度の二か年で三千八百二十一人、北茨城市では平成二十五年度に千八百八十四人、平成二十六年度に三千五百九十三人、大子町では平成二十六年度に千二百三十九人、常総市では平成二十五年度に六十一人、二十六年度に五十八人、二十七年に二十七人、牛久市では平成二十五年度から二十七年の三か年で百五十五人、龍ヶ崎市では平成二十四年度から二十七年の四か年で六十八人、つくば市では平成二十五年度に百五十二人など……

○委員長(三原じゅん子君) 時間が来ておりますので、答弁を短めにおまとめください。
○政府参考人(北島智子君) 詳細な情報がウェブサイトに掲載されているところでございます。
○川田龍平君 済みません、時間ですので終わりますが、これ福島県外の自治体でもこれだけの人が検査を受けていて、これ自治体が行っているわけですから、是非、こういったことを国としてしっかりと取り組んでいただきますようによろしくお願いいたします。また引き続き質問します。
○薬師寺みちよ君 無所属クラブの薬師寺みちよでございます。

今皆様方の手元に資料をお配りをさせていただいておりますが、今日はSBIRTSというものの紹介から入ってまいりたいと思います。
アルコール健康障害の対策基本法というものが成立をしまして、アルコール健康障害対策推進基本計画というものがまさに閣議決定を待つばかりとなっております。この中でも重要になってまいりますのが、アルコール健康障害に関する予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備でございます。

アルコール問題を持つ方々というのは、自ら助けを求めないという特徴があります。否定をします。ですから、周囲から介入していか飲酒

行動の変容を促すか、その一連の流れがこのSBIRTSというこの絵に描いているとおりでございます。スクリーニングを行って、簡易介入を行い、そして必要な方は専門医につなげる、そしてさらに、しっかりと自助グループにまでつないで支援を行っていく。

元々、このSBIRTSのSBIRTのところまでは世界的に主流になりつつありますけれども、このS、最後のSを加えられたのは三重の猪野医師でございます。三重では飲酒運転ゼロを目指す条例というものがございまして、それに伴いましてしっかりとこのSBIRTSというものをシステム化しているということです。

ここで肝腎なのは、その下を見ていただければ分かりますように、様々な省庁がここ、関与していかねければ解決しないんですね。

今回、内閣府のスリム化が行われてまして、自殺対策基本法も厚生労働省に参りました。というように、様々な、今内閣府が担当しているものがこの厚生労働省にも更に移管されてくることになるでしょう。そうしましたら、縦割り行政の弊害というもののうちで、今までうまくいっていったものがうまくいかない、若しくは内閣府に移管されないから最初からうまくいかないというような、依存症も増えてくる、まさに依存症というものはしっかりと省庁横断的に取り組んでいかなければ問題解決ができない疾患だということです。

そこで、私は、今日は様々な依存症について、本当に省庁横断的な取組というものが行われているかどうかという確認をさせていただきたいと思っております。

まず、インターネット依存、スマホ依存についてでございます。

私も最近、地下鉄に乗って、本当にぎょっとしたことがございます。地下鉄に乗って周りを見ましたら、ほぼ九九%、もう一〇〇%の方々がスマホで一生懸命ゲームをしているんですね。異様な光景です。本当にこのままで日本はいいのかと思うような光景、皆様方も遭ったことがあると思

うんですけれども、一体厚生労働省は調査を行っているのか、そしてその依存症対策というものをやっているのか、簡潔に藤井部長、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(藤井康弘君) 御指摘のインターネット依存、スマホ依存につきましては、私どもの平成二十五年度から二十七年の厚生労働科学研究におきまして実態把握などの調査研究を実施をしております。

この研究におきましては、例えば一つの調査といたしまして、ネット依存専門外来を受診をされた百八名の方につきまして、まず若年者が多くて中高生が半数弱を占めているようなこと、また男性が多いというようなこと、また依存する機器としてはパソコンが多くて、次いでスマホ、携帯電話は多いということ、また昼夜逆転ですとかある話が多いということ、また暴力などの症状が多いといったようなことが分析結果として出てございます。

一方で、このインターネット依存と申しますのは、現在も国際的な診断ガイドラインにおきましてもまだ病気としては位置付けられておりませんが、その診断基準もなお確立していないというふうな承知をしております。

したがって、私ども厚生労働省の取組もまだ調査研究を主体としたものでございますけれども、やはりインターネットの過剰な利用が社会的な注目を集めております中で、インターネット依存への対策、これはやはり必要だというふうな認識をしております。現在実施をしております調査研究の結果等を踏まえまして、インターネット依存につきまして、どのような対応が具体的にできるか、検討してまいりたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

総務省は、平成二十六年度情報通信白書で、ICTの進化がもたらす社会へのインパクトに関する調査研究も行っているようにございます。インターネット依存に対してどのような結果が得られたの

か、そしてしっかりとそれを厚生労働省と共有しているのかどうかということ、山田局長、そして藤井部長、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(山田真貴子君) お答え申し上げます。

委員御指摘の調査でございますけれども、国民のICT利用状況の実態あるいは課題等の把握を目的に調査を行っております。

御指摘のインターネット依存でございますけれども、六か国の国際アンケートの結果を基に分析を行っております。いずれの国でも十代から二十代について依存度が最も高くなっております。ただ、我が国につきましてはフランスに次いで低い割合でございます。また、ネット利用によります現実生活への影響につきましては、我が国ではネットのし過ぎで運動不足になっているとか、あるいは仕事や勉強、趣味、運動の時間を削ってネットをしていることがあるなどの順で回答割合が高くなっております。他国においても同様の結果でございます。

この調査でございますけれども、白書でございますので、各府省と調整の上、閣議報告をしているものでございます。厚生労働省さんとも調査結果を共有させていただいてるところでございます。

総務省につきましては、この調査結果を踏まえまして、文部科学省さん、それから民間企業とも協力をいたしまして、児童などを対象としたインターネットの安全、安心な利用に係る啓発講座などによりまして、ネット依存の問題につきましても対処しております。今後とも必要に応じて各府省と連携して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○政府参考人(藤井康弘君) 今も総務省からも答弁ございましたように、私どもも調査結果につきましては把握をしております。先ほど申し上げましたような、私どもも自らの調査研究結果を基に検討してまいります。総務省のこうした調

査研究の成果等も踏まえながら、若年層のネット依存についてどのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

総務省の今おっしゃっていただきましたデータの解析と、そして厚労省が行った久里浜センターの研究チームとは、随分またその研究のデータの乖離があるというふうにも私受け止めております。全国の中高生のうちネット依存が疑われる者は五十一万八千人。欧州よりも日本の方が依存傾向にある青少年の割合が高いということは、厚労省、やっぱりこのギャップはどこから生まれてきたのかということもしっかりと調査研究を行っていただきたいと思います。

ところで、文科省でも様々な取組をしてくださっております。韓国のレスキースクールを参考にしたしまして、日本版のレスキースクール、セルフチャレンジキャンプも試行事業として今進捗しているというふうに私伺っておりますけれども、そこもしつかり連携をされているのかどうか、文科省徳田審議官、そして藤井部長、お答えいただけますか、なるべく簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(徳田正一君) 先生御指摘の事業につきましては、文科省では平成二十六年年度から、ネット依存の青少年を対象とした自然体験、宿泊体験プログラムの効果を検証するため、青少年施設を活用したネット依存対策推進事業として実施しているところであります。

本事業の報告書における参加者に対するアンケートでは、キャンプ後、寝る時間が早くなった、必然的にゲームやネットに触れる時間が減った、どうすればネットの使用時間を減らせるかということを考えるようになったなど、ネット依存状態からの脱却のきっかけとなったという成果が得られております。

本事業の実施に当たりましては、厚生労働省所管の独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターと連携し、事業の対象となるネット依存の状

況にある青少年の募集と事業プログラムの企画、成果の検証を行ってきたところであります。

文部科学省といたしましては、今後、本事業の成果等も活用しながら、厚生労働省とも連携し、ネット依存対策を含む青少年の健全な育成に関する取組を進めてまいりたいと考えております。

○政府参考人(藤井康弘君) 私ども厚生労働省といたしまして、文部科学省の事業の成果等も踏まえながら、ネット依存につきましてもどのような対応ができるのか検討してまいりたいと考えております。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

隣、韓国は、ネット依存に対して先進的な取組を行っております。しつかり法律もございまして、今説明いただきましたようにレスキースクールというものの公的扶助で行われまして、十一泊十二日の日程でも参加費は八千円程度、低所得者の皆様方については無料で参加できるというようなこともございます。

いち早くやつぱりこういうものを確立していかなければ、本当にこれから日本におきましても大きな問題となってくるかと思っております。ですから、先ほど説明しましたSBI RTS、これも、日本でSBI RTSというものが有効であるかないかという研究から今入っている段階、これは厚生労働省の管轄だと思えますけれども、しかし、これを見ていただきましたら、どの依存症にもしつかり横の展開ができる、そういう仕組みですすね。ですから、まずアルコール依存でしつかりこのスキームを確立した上で、その次の依存症、その次の依存症、いろいろな依存症にこれを活用していただけるように、私は、その入口、しつかりと厚生労働省にも御協力をいただきますが、このアルコール依存という問題、これが入口なんだよという認識を持っていただきたいと思います。

ところで、韓国では、インターネット中毒対策センター、インターネット中毒予防相談センターというものが確立されまして、カウンセリング、キャンペーン、実態調査、対策に関わる人材育成

というものも行っております。厚労省としても更に体制を強化すべきではないかと思っておりますし、特に日本の特徴としまして、このインターネット依存、きずな依存というものが挙がっております。

ですから、各国やつぱりその依存の体系が違っているということも分かっております。さらに、それに当たりますと、特徴的であるきずな依存に対する治療法、そして調査研究というものをやる必要があるかと思えますけれども、大臣、いかがでしょうか。大臣はゆつくり御回答いただいても結構でございます。よろしくお願いいたします。

○国務大臣(塩崎恭久君) 様々な依存症があるわけですが、最近インターネット、さっきお話がありましたけれども、電車の中でほとんどの人がスマホをいじっているという光景は、海外でもそうだけれども、それからまた、いろんなところでスマホで写真を撮っているというところは結局みんなもやっているんだなというふうにも思いますが、さあ、これが一体、人間生活にどういう影響を与えて、個人にどういうマイナスの効果があるのかというのは確かに考えていかなきゃいけないということをお自身も肌で感じております。

今、韓国の話がありましたが、韓国は元々ブロードバンドの導入も早かった。それと呼応してか、こういうことについての依存症の対応についても、国あるいは自治体の機関としてのインターネット依存に対応するセンターが設けられて、相談体制とか予防教育とかいろんな形でどう既に対応しているという話であります。

国際的には、先ほどお話があったように、病気という医療の上での、医学の上での定義はなされてないようでありましても、しかし、厚生労働省としてもインターネット依存の実態把握あるいは医学的な介入の必要性など調査研究を実施しているわけでありましても、引き続き医学的な観点から実態把握を行うということが必要だと思

いますし、また、調査研究と同時に、インターネット依存の方に対する支援の在り方、海外の取

組やこれまでの調査研究の結果や、あるいは今お話がありましたアルコールの場合のアディクションからの脱却のシステムなどもよく考えて、私どもとしても関係省庁と連携して対応していかんきやいけないというふうに思いました。

○薬師寺みちよ君 ありがとうございます。

まだまだ依存症はございます。資料二にお配りをさせていただきます。欲しくもない物を衝動的に盗む行動を繰り返す病的窃盗と呼ばれる精神疾患、これはギャンブル依存と同じ分類にWHOではなっているということでございます。これに對しまして注意喚起を示したドクターが、やつぱり自主的に様々な取組を行ってくださったたり、ようやくこれに気付き始めた各省庁の皆様方も取組を開始したということで、まだまだ入口の段階でございます。

この長野保護観察所では、自己診断シートなどを利用した病的窃盗に対する取組を行い始めているという報告を私も読ませていただきましたけれども、片岡局長、簡潔に、申し訳ございません、その取組について教えてくださいいただけますでしょうか。

また、それから、しつかり厚労省とそれを共有しながら病氣として治療していただいているのかも教えてください。

○政府参考人(片岡弘君) ただいま長野保護観察所の取組について御指摘がございました。

保護観察所は、病氣を治すというよりも再犯防止を主たる目的として業務をしておりますので、本人に自覚をさせる、そして本人自身が行動を留意するというところで、長野観察所では、本人に自己診断シートというものを作成させまして自覚を促すなどしてアドバイスをしているところでございます。

ただ、先ほど言いました依存症部分、病的な部分につきましては病院等の医療的な支援が必要でございまして、地元の病院等と提携しまして、本人の再犯防止のみならず依存症の治療のためにこの先努力していかないとはいけません。

ところでございまして、法務省としましても厚生労働省とこの先連携を強化していきたいと思つてゐるところでございまして。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございます。

まだまだ手付かずの状況です。今御説明いただきましたのは、まさにスクリーニング、簡易介入、そして専門医への紹介というところですね。その次に、やはり自助努力にもつなげるスキームというものをしっかりと厚労省とタッグを組んでつくっていただきたいと思います。

今も御説明いただきましたように、そうしたスクリーニングを行い、簡易介入を行っていくのが矯正医官の役割ではないかと思ひます。矯正医官の不足という問題につきまして、我々は矯正医官の兼業及び勤務時間の特例に関する法律というものを成立したはずでございまして。

どの程度改善が見られているか、富山審議官、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(富山聡君)　お答えいたします。

矯正施設に勤務いたします常勤の医師については、本年三月一日現在、三百二十八人の定員に対して現員が二百五十五名、欠員が七十三名となっております。まだ欠員が多い状況ですが、特例法が施行されました昨年十二月一日以降、医師は六人が退職、八人が新たに採用されており、その意味では二名の増加となっております。また、四月以降も更なる採用が見込まれてゐるところです。採用に関する問合せも増加しておりまして、減少傾向には歯止めが掛かりつつあると考えております。

今後とも、医師会を始め関係団体、医療機関等に法律の内容を周知するなど広報活動にも積極的に取り組み、医師の確保に努めたいと考えております。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございます。

これ、とても大切なことです。ギャンブル依存もようやく中に入つて分かつたという方もいらっしゃると思いますし、アルコールの問題も大変これは大きうございまして。ですから、依存症をしっかり

と分かるような矯正医官の皆様方、そして簡易介入をしていただいて専門医につなげていただく、そういう役割を担っていただかなければならないんですが、まだまだ七十三名不足をいたしております。医療提供体制の中でも大変これは重要な穴だと私は考えております。

さらに、新たな専門医制度などが行われましたら、やっぱりこういうところに行く方々というのは手を挙げにくい状況になってまいります。ですから、厚労省もしっかりと協力していただきまして、この七十三名の枠を埋めるべきだと思ひますけれども、大臣、お考えでございますでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君)　私は、衆参の法務委員会の筆頭理事というのをやつて、衆議院の法務委員長もやりまして、矯正施設、特に刑務所には何度も行つて、この医官の大変さと少なさ、不十分さということをよく聞いておりました。

厚労省としては、法務省において矯正医療の在り方に関する有識者検討会、これが開催をされて、平成二十六年の一月に、矯正施設に対する医師の待遇改善あるいは執務環境の充実を求める報告書が取りまとめられて、二十六年九月に都道府県に対して、地域の医療機関の勤務医に対して矯正医官の募集を周知すると、矯正施設近隣の医療機関に対して、非常勤医師、嘱託医師の派遣依頼に協力することを要請するというを行つてきました。引き続き、これ定員三百二十八人に対して現員二百五十五、不足七十三と、こういう現状でありますので、なかなか大変だなと。

昨年の八月二十七日に成立した矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律では、国家公務員法の特例等を設けて矯正医官の兼業を柔軟に運用する、それからフレックスタイム制の導入によつて働きやすい執務環境を整備するということになっておりますけれども、この内容について都道府県等の関係者に周知を圖つて、矯正医療の確保について協力をしてまいりたいというふうに思ひます。

○薬師寺みちよ君　ありがとうございます。

時間が参りましたので終わりますけれども、ひとつしっかりとしたモデルをつくり、依存症に対する理解を一日も早く国民に周知していただきますようお願いを申し上げます、私の質問を終わりにします。

ありがとうございます。

○福島みずほ君　社民党の福島みずほです。

女性差別撤廃委員会の最終見解において、女性障害者に対する強制不妊手術に関する勧告がまた改めて出ました。

委員会は、優生保護法の下で、締約国が都道府県優生保護審査会を通じて疾病や障害のある子供の出生を防止しようとし、その結果障害者に強制不妊手術を施したことに留意する。委員会は、同意のない不妊手術約一万六千五百件のうち七〇％が女性に対するものであり、締約国によつて、賠償、公式な謝罪及びリハビリテーションなどの救済を提供しようとする努力が何ら行われていないことにも留意する。

そして、パラグラフ二十五。委員会は、締約国が優生保護法の下での女性の強制不妊手術という形態での過去の侵害の程度に関する調査を行い、加害者を起訴し、有罪となつた場合には適切に処罰するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が強制不妊手術の全ての被害者に対し、法的救済措置へのアクセスの支援を提供する具体的措置をとり、賠償及びリハビリテーションのサービスを提供するよう勧告する。

というので、これ繰り返し割と勧告を受けているんですが、この点についてどう受け止めていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君)　今月の七日の国連の女子差別撤廃委員会から、日本に対する女子差別撤廃条約の実施状況について最終見解が公表されました。

内容については、雇用の分野において男女賃金格差を減少させるために更に努力をせいと、それから職場のセクハラ防止のために、行為の禁止あ

るいは適切な懲罰を行うことを定めることなどが指摘をされておりました。また、この旧優生保護法に基づいて女性の同意なく行われた優生手術について調査をすること、それから同意なく優生手術が行われた者に対する補償などを行うように指摘があつたというふうな理解をしてゐるところでございまして。

それで、旧優生保護法に基づく優生手術につきましては、本人の同意を得て実施されるものと、医師が疾患の遺伝を防止するための公益上の必要性があると認めたとき、都道府県優生保護審査会に申請して実施されるものの二つがあつたわけでありまして、この後者のケースの場合、法律上、審査会において優生手術を行うことの適否を審査、決定をして、決定に対する異議がある場合、国の公衆衛生審議会への再審査請求あるいは取消し訴訟の提起が認められていたわけでありまして。当時の法律、この優生保護法に基づく手続に反して違法に優生手術が行われていたとの具体的な情報は承知はしてありませんけれども、旧優生保護法において実施をされた個別の優生手術の詳細な内容について国などに報告を行うこととされていなかつたために、過去に遡つて個別の事案についてつぶさに確認をすることはなかなか難しいということかと思ひます。

○福島みずほ君　ジュネーブでの日本政府は、強制不妊手術への質問に対して、優生保護法に基づく本人の同意のない不妊手術は、公益上必要と認められる場合、手術の前に何段階にもわたつて慎重な審査を行った旨の回答をしました。

昨年、日本弁護士連合会に人権救済申立てをした七十歳の女性の場合のケースを把握していらつしやるでしょうか。本場に慎重な審査が行われたのかどうか、まずは事実を調査すべきではないでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君)　御指摘のケースにつきましては、その女性から人権救済の申立てを受けた日弁連が、旧優生保護法の制度の変遷等について、昨年、平成二十七年の十一月に厚労省に文書

による照会が参りました。日弁連からの照会文書において、その女性の主張として、優生手術だと知らされずに手術を受けさせられたという旨の記載があることは事務方から報告を受けているところでございます。

○福島みずほ君 やはり、障害があった。その事案は、私が聞くところでは、例えば手術が行われた当時は十六歳で、本人は何も説明を受けず、父親は生活保護を受けていて、同意の判を押すことは断れなかったと後に言っているというようなことを聞いております。

ですから、やはり、この優生保護法の下で、実際は本人が何も分からなくて、不妊手術を本人が同意なく受けていたという事実はそうで、このことに関して、例えばもう高齢でして、ケースがほかになかなか調べるのができないということもあると思います。そうすると、是非、この例えば人権救済の申立てが出ているケースなどについて事実を把握し、何が問題だったか厚労省として一歩踏み込んで対応してほしい。いかがでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど申し上げました日弁連からの照会でありまされども、そこには御指摘の精神障害者施設への入所あるいは女性の父親が女性に優生手術に同意したことなどについて記載はされておられませんで、詳細は今のお話については聞いておられないわけでありまされども、当時の法律、優生保護法に基づく手続に反して違法に優生手術が行われていたという具体的な情報にも接していないわけでございます。

ただ、御本人から、今お話があったように御高齢だということもあって、御本人から厚労省に御要望があれば、職員が本人から御事情を聞くというところで、厚労省としても適切にしっかりと対応したいというふうに思います。

○福島みずほ君 非常に前向きに言っていたので、本当にありがたいでございます。

旧優生保護法の下で、障害のある女性は本人の同意なく不妊手術をたくさんの人たちが受けさせ

られたというのか、本人は子供だったりして余りよく分かっていなくて、結局子供が一生産めないというのか、一生と言うとあれですが、不妊手術を受けさせられたということがあり、七十歳ですが、人権救済の申立てをしているので、今大臣がおっしゃったように、是非事情聴取なり意見を聞いていただきたい。大臣がそう言っていたいたので、本当に有り難いというふうに思います。

今回の女性差別撤廃委員会の一つの特色は、フォローアップで二つありますが、民法改正と複合差別です。やはり障害があつて女性、部落で女性、アイヌで女性、外国人で女性、二重の差別を受けるということと、とりわけ障害のある女性たちには、障害を持つていう女性ということをやっぱいろいろな差別や言えないことが山ほどあつたというところで、実際自分たちで実態調査を調べたりアンケート調査をしています。

その意味で、今大臣が前向きに言っていたいたので、まずこのケースから対応していただけるように、今の回答は本当にありがたいでございます。対応をよろしく願います。

実は、旧優生保護法の改正後にも、例えば障害を理由として中絶を勧められる事例とか、そういうものは実はたくさんあります。旧優生保護法に基づく被害についても日本政府はその人権侵害を認め、強制不妊手術、子宮摘出の被害実態の調査を行い、法的措置をもつて被害者に対する謝罪や補償を行うべきではないか、それについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(香取照幸君) この件に関しましては、過去にも御答弁申し上げておりますが、旧優生保護法に基づいて行われた措置、これはその後、法律改正がされておりますので、同意のない手術については現在行われておられないわけでございますが、当時に行われたことに関しましては適法に行われたという前提で制度が動いておりまされども、当時のものに関して遡って損害賠償するということとはなかなか困難ではないかと思っております。

○福島みずほ君 だが、しかし、こういう実態があり、問題がこれだけ指摘されておりますので、またの機会にも質問しますが、今日、大臣の答弁で一歩進んで、事情聴取していただけたということなので、是非それは、本人が御高齢ということもあり、対応してくださるということ、ありがたいでございます。

次に、同一価値労働同一賃金について御質問をいたします。

この総理大臣、首相の言う同一労働同一賃金が同一価値労働同一賃金を含むものという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人(坂口卓君) お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、安倍総理からは、女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるために非正規の方の待遇の改善を更に徹底していくということが必要であるということ、この同一労働同一賃金の実現に踏み込むということとされたところであります。

私もとしましては、総理の方からも御指示がありましたので、今後、早期にどのような賃金差が正当でないと認められるかなどについての事例を示すためのガイドラインというふうなものの検討に移していきたいということで、今後、有識者の方の検討をお願いするということでございませけれども、御指摘の同一価値という部分につきましましては、そもそも同一労働というのをどのような形で捉まえるかという点も含めて、諸外国の実例も参考にしながら、その点も含めてしっかりと検討を行いたいと思っております。

○福島みずほ君 日本政府の見解は、労働基準法四条の規定はILO百号条約の同一価値の労働に対する男女労働者の同一報酬に関する条約が含まれるという見解を再三されておりますが、この理解の上に立つのでよろしいですね。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今ILOの百号条約と、それから労働基準法の第四条のお話を触れをいただきましたが、ILO条約勧告適用専門委員会見解について、これまで政府は、先生今御指摘

になったように、労働基準法第四条は、使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金として男性と差別的取扱いはしてはならないと規定をしているので、我が国の法制は本条約の要請を満たしていると同委員会に対して説明をしております、この姿勢は変わりません。

○福島みずほ君 それならば、同一価値労働同一賃金のILO百号条約は労働基準法四条の規定に含まれるとすれば、同一価値労働同一賃金を労働基準法四条は規定しているということ、規定というか含まれるということですから、総理の言う同一労働同一賃金というのは同一価値労働同一賃金ということではよろしいですね。論理的にそうなりますよね。

○政府参考人(坂口卓君) 今大臣からも御答弁申し上げましたとおり、ILOの百号条約に関していうことで、私もとしまして、日本政府としては、労働基準法の第四条というところで、使用者が、「労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いはしてはならない」ということを規定しているということ、ILO百号条約ということについての批准をしているということ、その見解としてはそういう姿勢で臨んでいるんだということで、先ほども大臣から御答弁を申し上げたとおりでございます。

一方、今回、雇用形態に関わる非正規の処遇改善ということで、先ほど申し上げましたような観点から、この同一労働同一賃金の実現に踏み込むということ、私もこれから検討をまさにしていくわけでございますけれども、そういうった雇用形態の違いに応じての同一労働同一賃金の問題について、先ほど委員の方からおっしゃいましたこの同一価値という部分について、同一労働という部分をどのような形で捉まえるかということをしつかり有識者の方も含めて検討させていただきたいということでございます。

○福島みずほ君 いや、それでは駄目ですよ。だって、今まで同一価値労働同一賃金、ILO百号条約は労働基準法四条の中に入っているというふ

うに言っているわけですから、総理の言う同一労働同一賃金が同一価値労働同一賃金にならなかつたら駄目なんですよ。論理矛盾じゃないですか。もう一つお聞きをします。

この同一価値労働、まあ同一労働同一賃金ということに関して、男女間、正規、非正規間の格差の解消、職務に応じた待遇確保法、これは昨年成立、の具体化には職務評価が絶対に必要です。職務評価をきちっとやるんだということでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今先生御指摘になられた職務評価でありますけれども、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の間の賃金格差などを把握をして、公正な待遇の確保を実現する上で、この評価は大変大事だということに思っています。

厚労省としては、これまでパートタイム労働者と正規雇用労働者の仕事を点数化をして比較をいたします要素別点数法による職務評価の実施ガイドラインというのを既に平成二十四年の十一月に作っておりますが、その普及啓発に努めているところでございます。いざいざにしても、職務の評価あるいは職務の定義付けということが大変大事だということは、そのとおりだと思います。

○福島みずほ君 この同一価値労働同一賃金が、まさにILOと女性差別撤廃委員会における国際水準でちゃんとやるんだという確認を取りたいわけですね。

職務評価なんです、今大臣がおっしゃった得点要素法ですが、これに関してILO基準の職務評価システム、評価要素の四大ファクター、知識と技能、責任、負担、労働環境という評価要素の四大ファクターなど国際水準で行うべきと考えますが、それでよろしいでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) ILOが平成二十二年に発行した平等な賃金実現のためのジェンダー中立的な職務評価、ここでは、職務を評価するに当たって、今御指摘の四項目、知識・技能、責任、負担、そして労働環境、こういう四項目について考慮をされることになっていると承知をしております。

まして、この職務評価については、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の間の賃金格差などを把握をして公正な待遇の確保を実現する上で重要なものだというふうなことを考えていまして、総理の指示に基づいて明日から開始をいたします同一労働同一賃金の実現に向けた検討会、ここで非正規雇用で働く方の待遇改善の更なる徹底に向けて実効性のある方策について、多角的、精力的に議論をしていただきたいというふうなことを考えているところでございます。

○福島みずほ君 もう一回、駄目押しの確認ですが、ILO基準でやるという、四大ファクターでやるということでしょうかいいんですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) それを含めて議論を始めていただくということでございます。

○福島みずほ君 いや、ちゃんとやってくださいよ。

つまり、ILO基準を満たさない、国際水準でないような偽物の、何というのかな、偽物の、まがいものの同一労働同一賃金では駄目なんですよ。もう厚労省は責任持って、自分の命を懸けてでもILO水準でやるんだと言ってもらわなかったら、でたための同一価値労働同一賃金になりますよ。いかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 総理からは、日本のこれまでの雇用慣行も留意をしながら、同一労働同一賃金の実現に向けてこれを踏み出すということ、ヨーロッパはヨーロッパでも国によつてまたそれぞれ文化が違っていて、イギリスとそれからドイツあるいはフランスなども大分違うわけで、その評価の在り方も違うというふうには私は理解をしておりますが、これから本格的に各国でどういうふうなやって、どういうところで苦勞して、どう現をしているのかということをよく精査をして、なおかつそれが日本で根付くようにしていくために何をすべきか、これをしっかりと議論をしていただきたいということで、お集まりをあしたから

いたでくわけでございます。

○福島みずほ君 いや、これはもうちゃんとしたILO基準でやってもらわなかつたら偽物ですよ。偽物と言いますし、厚労省はそれ責任持つてやってくださいよ。

最後に、金ヶ崎の職安の職業紹介について一言聞きます。

四十年間、金ヶ崎の職安のみ、日本の中で職業紹介をやつてきませんでした。しかし、今度、通達を変えてやってくださるということで、交渉した結果だと思っております。金ヶ崎で、四月一日から初めて、四十年ぶりに職業紹介をハローワークがやるということが起きるわけですが、これに向けての進捗状況を一言教えてください。

○委員長(三原じゅん子君) 時間が参っておりますので、答弁をおまとめください。

○政府参考人(坂口卓君) 今委員の方から御指摘ございましたけど、このあいだ労働公共職業安定所の関係につきましては、昨年の四月の大阪地裁の判決あるいは議員からの御指摘等々も踏まえて、一旦は省令改正もしたんですけれども、今後、御指摘等も踏まえての検討の上で、今ありましたように、今年の四月からあいりん所において日雇の職業紹介を開始するというところで現在準備を進めているところでございます。

具体的には、今申し上げましたような省令改正を一旦行いましたので、このあいりん公共職業安定所において日雇の職業紹介の業務を開始することができるよう、厚生労働省組織規則の改正を行うということで準備を進めておるところでございます。

○福島みずほ君 どうかよろしくお願いします。

○委員長(三原じゅん子君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(三原じゅん子君) 雇用保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。塩崎厚生

労働大臣。

○国務大臣(塩崎恭久君) ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する中で、高齢者、女性等の就業促進や雇用継続等を図り、国民一人一人が活躍できる社会づくりを進めることが我が国の重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して働き続けられる環境の整備及び高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を行うとともに、子育てや介護と仕事両立しやすい就業環境の整備等を行うため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、高齢者の雇用が進展している状況を踏まえ、失業中のセーフティネットを確保するため、六十五歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするともに、就業促進手当の引上げその他の就職促進給付の拡充を行うこととしております。

第二に、着実に改善が進んでいる現下の雇用情勢、雇用保険財政の状況を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げることとしております。

第三に、高齢者の希望に応じた多様な就業機会を確保するため、都道府県知事が指定する業種等について、シルバー人材センター等が行う有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業に関し、業務の範囲を拡張することとともに、地方公共団体は、高齢者の就業機会確保に係る計画を、地域の関係者から成る協議会の協議を経て策定することができるようでございます。

第四に、妊娠、出産、育児休業・介護休業の取得等を理由とする上司、同僚による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上の措置を義務付けることとしております。

第五に、男女共に働きながら子育てができる環境を整備するため、有期契約労働者に係る育児休業の取得要件の緩和や、育児休業の対象となる子

の範囲を拡大することとしています。

第六に、介護を理由とする離職を防止するため、介護休業を三回を上限として分割して取得できるようにするほか、介護休業の一日未満の単位での取得を可能とし、労働者が請求した場合は、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならないこととするなど、介護のための柔軟な働き方を支援する制度を強化するとともに、介護休業給付の給付率を引き上げることとしています。

最後に、この法律案は、平成二十九年一月一日から施行することとしています。失業者給付に係る保険料率の引下げ等については平成二十八年四月一日、介護休業給付の給付率の引上げについては平成二十八年八月一日から施行すること等としています。

以上がこの法律案の趣旨でございます。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○委員長(三原じゅん子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十七分散会

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第二項中「掲げる」を「定める」に、「額」を「額」に改める。

第六十一条の四第四項中「第二号」を「第二号に掲げる額」に改め、「第二号ハ」の下に「定める額」を加える。

第六十一条の六第四項中「第二号」を「第二号

に掲げる額」に、「第二号ハ」を「第二号ロに定める額」に改める。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

第三十四条第一項の同意を得た同項に規定する地域高年齢者就業機会確保計画(同条第四項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次条第一項第七号において「同意地域高年齢者就業機会確保計画」という。)に係る同法第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと。

第六十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(介護休業給付金に関する暫定措置)

第十二条の二 第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する同条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「高年齢継続被保険者の求職者給付」を「高年齢被保険者の求職者給付」に改める。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条第三項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第四項第三号を次

のように改める。

三 求職活動支援費

第三章第二節の二の節名を次のように改める。

第二節の二 高年齢被保険者の求職者給付

第三十七条の二の見出しを「(高年齢被保険者)に改め、同条第一項中「被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に六十五歳に達した日の前日から引き続き六十五歳に達した日以後の日に於いて雇用されているもの」を「六十五歳以上の被保険者」に、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第三十七条の三第一項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、「新たに」の下に「高年齢受給資格又は」を加える。

第三十七條の四第一項中「(第四項を(第五項に改め、同条第三項後段を削り、同条第五項中「第三十四條第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「第三十七條の四第四項」を「第三十七條の四第五項」に、「第三十七條の四第五項」を「第三十七條の四第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する場合における第二十二條第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は特例一時金」とあるのは、「高年齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又は第三十九條第二項」とあるのは、「第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九條第二項」とする。

第四十三條第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

第五十六條の三第一項第二号中「(限る。)」の下に、「高年齢受給資格者(高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過

していないものを含む。以下この節において同じ。)」を加え、「含む。以下同じ」を含む。以下この節において同じ」に改め、同条第二項中「受給資格者」の下に「高年齢受給資格者」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三項第二号中「十分の五」を「十分の六」に改め、「あるもの」の下に「(以下この号において「早期再就職者」という。)」を加え、「十分の六」を「十分の七」に改め、「十分の四」の下に「(早期再就職者にあつては、十分の三)」を加え、同項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同条中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 高年齢受給資格者 その者を高年齢受給資格に係る離職の日において三十歳未満である基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額(その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項に規定する一万千七百四十円(その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額に百分の五十を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額)

第五十九條の見出しを「(求職活動支援費)」に改め、同条第一項を次のように改める。

求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い次の各号のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。

一 公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動

二 公共職業安定所の職業指導に従つて行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動

三 求職活動を容易にするための役務の利用

第五十九條第二項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に、「前項の求職活動」を「前項各

求職活動支援費」に、「前項の求職活動」を「前項各

第六十条第二項中「新たに受給資格」及び「その受給資格」の下に、「高年齢受給資格」を加える。

第六十条の二第一項第一号中「被保険者（高年齢継続被保険者）」を「一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者）」に、「を除く。次号において「一般被保険者」という。）を「以外の者をいう。次号において同じ。又は高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加え、同条第二項中「（高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。）を削る。

第六十一条の四第一項中「高年齢継続被保険者」を削り、「その一歳の下」に「満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第二項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者

が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である被保険者に委託されている児童のうち、当該被保険者が養子縁組によつて養親となつてゐることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この項及び第六項において同じ。』を加へ、」に満たない子」に改め、同条第七項中「第二十二條第三項の下に「及び第三十七條の四第三項」を加へ、」の「同項」を「第二十二條第三項」に、「とあるのは」を「とあるのは」に改め、「であつた期間に」との下に、「第三十七條の四第三項中「第二十二條第三項」とあるのは「第二十二條第三項(第六十一條の四第七項において読み替へて適用する場合を含む。)」を加へる。」

第六十一条の六第一項中「ための休業」の下に「（以下「介護休業」という。）」を加え、「当該休業」を、「当該介護休業（当該対象家族を介護するための二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする。以下この項において同じ。）に」、「当該休業」を「当該介護休業」に改め、同条第二項中「同項に規定する休業」を「介護休業（同一の対象家族について二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする。）」に改め、同条第三項中「第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「当該対象家族を介護するための休業」及び「当該休業」を「当該介護休業」に改め、同条第四項中「休業」を「介護休業」に改め、同条第五項中「第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「同項」を「第一項」に改め、同条第六項中「が対象家族を介護するための休業」を「が介護休業」に改め、「であつて、当該休業を開始した日から起算して九十三日を経過する日後を削り、「該当する休業」を「該当する介護休業」に改め、同項第一号を次のように改める。

同一の対象家族について当該被保険者が四回以上の介護休業をした場合における四回目以後の介護休業

第六十一条の第六項第二号中当該対象家族を「同一の対象家族」に、「休業対象家族を介護するための休業をいう。以下この号において同じ。」を「介護休業に」、「休業を開始」を「当該介護休業を開始」に、「休業を終了」を「当該介護休業を終了」に、「日後の休業を」日後の介護休業」に改める。

第六十一条の七第二項中「前条第三項に規定する休業」を「介護休業」に、「前項」を「同項」に、「当該休業」を「当該介護休業」に改める。

第六十六条第三項第一号イ中「徴収法第十二条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除

額（同条第一項第二号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額」を削る。

第七十二条第一項中「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に改める。

第七十九条の二中「第三十七条の四第四項を
「第三十七条の四第五項」に改める。
附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第十二条の二中第六十一条の六第一項に規定する休業を「介護休業」に、「同条第四項」を「第六十一条の六第四項」に改める。

部改正

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(一般保険料の額)」を付し、同条第一項中「第十二条」を「次条」に改める。

第十一条の二を削る。

第十二条第一項第一号中「雇用保険率」の下に「〔第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。〕」を加え、同条第四項中「千分の十七・五」を「千分の十五・五」に改め、同項ただし書中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に、「千分の二十・五」を「千分の十八・五」に改め、同条第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」を「千分の十一・五から千分の十

九・五まで」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」に改め、同条第六項中「(前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲

ける事業に係る高年齢者免除額前条の規定により第十一條第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十一條において同じ。を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額を削り、「第一項第三号」を「同項第三号」に、「同条第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同条第九項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」を「千分の十一・五から千分の十九・五まで」に、「千分の十三から千分の二十一・五まで」を「千分の十一から千分の十九まで」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十五から千分の二十三まで」を「千分の十三から千分の二十一まで」に、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」に、「千分の十六から千分の二十四まで」を「千分の十四から千分の二十二まで」に改める。

第十五條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「概算保険料の納付」を付する。

第十五条の二を削る。

第十六条中「第十五条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十八条中、「第十六条及び前条」を「から前条まで」に改める。

第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(確定保険料)」を付する。

第十九条の二を削る。
第二十二條第三項中「第三項」を「第二項」に改める。

第三十一条第一項第一号イ中「高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、同項

を同条第三項とする。

第三十二条第一項中「第三項」を「第二項」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正）

第四条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十一条」に、「第二十条―第三十一条」を「第二十一条―第三十三条」に、「第四章 削除」を「第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保（第三十四条―第三十五条）」に、「第四十条」を「第三十六条」に、「第四十一条―第四十三条の三」を「第三十七条―第四十三条」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保

（地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画）

第三十四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、次条第一項の協議会における協議を経て、地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画（以下この条及び同項において「地域高年齢者就業機会確保計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域高年齢者就業機会確保計画において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域（次項第一号において「計画区域」という。）

二 地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項

三 国が実施する高年齢者の雇用に資する事業に関する事項

四 計画期間

3 地域高年齢者就業機会確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項

二 地方公共団体及び次条第一項の協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

4 地方公共団体は、第一項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 政府は、第一項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画（前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの）に係る第二項第三号に規定する事業について、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

（協議会）

第三十五条 地方公共団体、関係機関、第三十七条第二項に規定するシルバー人材センター、事業主団体、高年齢者の就業に関連する業務に従事する者その他の関係者は、高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する地域の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域高年齢者就業機会確保計画に関し必要な事項その他地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保の方策について協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項の協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第三十一条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、第三章第三節中同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の前の見出しを削り、同条を第三十一条とし、同条の前の見出しとして「特定地域における措置」を付する。

第二十八条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十一条第二号中「第二十条各号」を「第二十一条各号」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条第二項中「第二十三条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条第三号中「第二十三条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第二十二条とする。

第三章第二節中第十九条を第二十一条とし、第十八条の二を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の二を第十八条とする。

第五章中第四十条を第三十六条とする。

第四十一条第一項中「含む。」の下に「第三十九条及び」を加え、「次条第一号及び第二号」を「次条第一項第一号及び第二号」に改め、第六章第一節中同条を第三十七条とする。

第四十二条第三項中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第六項の表第五項第二項の項中「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

（業務拡大に係る業種及び職種の指定等）
第三十九条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張すること

により高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況、同項第二号及び第四号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。）と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 当該指定に係る市町村の長

二 当該指定に係るシルバー人材センター

三 指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業者若しくは労働者派遣事業者又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者を代表する者

四 当該指定に係る市町村の区域の労働者を代表する者

3 都道府県知事は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域を公示しなければならない。

5 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第二項の規定により有料の職業紹介事業、就業の場所が当該市町村の区域内にある求人に係るものに限り、を行う場合における同条第一項第二号の規定の適用については、同号中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

6 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定によ

り指定された業種及び職種について前条第五項の規定により労働者派遣事業（派遣就業）労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。）の場所が当該市町村の区域内にある場合に限る。）を行う場合における前条第一項第四号の規定の適用については、同号中「及びその他の軽易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽易な業務及びその能力を活用して行う業務」とする。

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の指定をした業種及び職種が同項に規定する基準に適合しなくなつたときは、遅滞なく、その指定を取り消すものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第四十三条を第四十一条とする。

第四十三条の二中「第四十二条第一項を」第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）に改め、同条を第四十二条とする。

第四十三条の三第一項中「第四十一条第一項を」第三十七条第一項に改め、同項第一号中「第四十二条第一項を」第三十八条第一項に改め、同条を第四十三条とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項を」第三十八条第一項に、「第四十一条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に改め、同条第三項中「第四十一条第一項を」第三十七条第一項に改める。

第四十五条中「第四十一条第三項を」第三十七条第三項に、「第四十二条から第四十三条の三まで」を「第三十八条から第四十三条まで」に、「第四十二条第一項を」第三十八条第一項に、「第四十四条第一項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域）を」連合の指定区域に、「第四十二条第二項を」第三十八条第二項に、「第四十二条第五項を」第三十八条第五項に改め、

「シルバー人材センター連合」との下に、「第三十九条第一項中「センターの指定区域」とあるのは「連合の指定区域」とを加え、「第四十三条の二」を「第四十二条」に改め、「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」とを削り、「第四十三条の三第一項を」第四十三条第一項に、「第四十一条第一項を」第三十七条第一項に改め、「同項第一号中「第四十二条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第四十二条第一項」と及び、「同項第四号中「前条」とあるのは「第四十五条において準用する前条」とを削る。

第四十八条中「第四十一条第三項を」第三十七条第三項に、「第四十三条から第四十三条の三まで」を「第四十一条から第四十三条まで」に、「第四十三条の二」を「第四十二条」に、「第四十二条第一項を」第三十八条第一項第三十項第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）に、「第四十三条の三第一項を」第四十三条第一項に、「第四十一条第一項を」第三十七条第一項に、「中」第四十二条第一項を「中」第三十八条第一項に改め、「同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八条において準用する前条」とを削る。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正）
第五条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。
（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用上の措置）
第十四条の二 事業主は、職場において行われその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産

に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第十六条中「第十一条第一項の下に」、第十一条の二第一項を加える。

第二十条第二項中「第十一条第一項の下に」及び「第十一条の二第一項を」、「性的な言動」の下に「又は同項に規定する言動を加える」。

第三十条中「第十一条第一項の下に」、第十一条の二第一項を加える。

第三十一条第一項中「第十一条第三項の下に」第三十一条の二第二項を、「第十一一条第二項」の下に、「第十一一条の二第二項を」、「第七条、第九条第三項」の下に、「第十一一条の二第一項」を、「従事しなかつたこと」との下に、「第十一一条の二第一項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とを加える。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正）
第六条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」

に、「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改める。

第四十七条の二中「第十一条第一項」の下に「第十一一条の二第一項を」、「同法第十一一条第一項」の下に「及び第十一一条の二第一項」を加える。

第四十七条の四を第四十七条の五とし、第四十七条の三を第四十七条の四とし、第三章第四節中第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）
第四十七条の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関して

は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十八条の二、第二十条の二、第二十三条の二及び第二十五条の規定を適用する。この場合において、同条中「雇用上」とあるのは、「雇用上及び指揮命令上」とする。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）
第七条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

「第十章 対象労働者等に対する支援措置」
第一節 国等による援助（第三十条）
第二節 指定法人（第三十六条）

（第三十五条）を「第十章 対象労働者等に対する国等による援助（第三十条―第五十二条）」に、「第六十八条」を「第六十六条」に改め

る。

第二十七条中「及び第三十九条第一項第一号」を削る。

第十章の章名を次のように改める。

第十章 対象労働者等に対する国等による援助

第十章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第三十六条から第五十二条までを次のように改める。

第三十六条から第五十二条まで 削除

第五十七条中「第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」を並びに第二十三条に改める。

第六十条第一項中「第十章第二節」を削り、「第六十七条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」とを削る。

第六十一条第一項中「第六十三條、第六十五條及び第六十八條」を「第六十四條まで及び第六十六條」に改める。

第六十四條を削る。

第六十五條を第六十四條とする。

第六十六條中「第六十二條から前条まで」を「前三條」に改め、同條を第六十五條とする。

第六十七條を削る。

第六十八條を第六十六條とする。

第八条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條の九」を「第十六條の十一」に改める。

第二条第一号中「その子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七條の二第一項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限

る。)であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)を除き、以下同じ。)を加える。

第五條第一項第二号中「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)」を「一歳六か月に達する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者」に改め、同条第三項ただし書中「当該子の一歳到達日」を「当該子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)」に改める。

第九條の二第一項中「同条第三項各号列記以外の部分中「一歳到達日」を「同条第三項ただし書中「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)」に、「一歳到達日(当該配偶者を「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該配偶者」に改める。

第十一條第一項第二号中「(以下この号において「九十三日経過日」という。))を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。)」を「から六月を経過する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 当該対象家族について三回の介護休業をした場合

二 当該対象家族について介護休業をした日数(介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、二回以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。第十五條第一項において「介護休業日数」という。)が九十三日に達している場合

第十四條第一項中「次条第一項及び第二十三條第三項」を「及び次条第一項」に改め、同条第二項中「撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除き」を「撤回がなされ、かつ、当該撤回に係る対象家族について当該撤回後になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる当該対象家族についての介護休業申出については」に改める。

第十五條第一項中「介護休業等日数」を「介護休業日数」に改める。

第十六條の二第三項を第四項とし、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、「日」の下に「前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護休暇の開始及び終了の日時」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 子の看護休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の場合は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第十六條の三第二項中「六月」との下に「同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六條の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で子の看護休暇を取得す

ることが困難と認められる業務に従事する労働者(同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。))」を加える。

第十六條の五中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、「日」の下に「前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは介護休業の開始及び終了の日時」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の場合は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第十六條の六第二項中「六月」との下に「同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六條の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者(同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。))」を加える。

第十六條の八第二項中「第十七條第二項前段」の下に「(第十八條第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十六條の九中「前条第一項」を「第十六條の八第一項(前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」に、「同項」を「第十六條の八第一項」に改め、第六章中同條を第十六條の十とし、第十六條の八の次に次の一項を加える。

第十六條の九 前条第一項から第三項まで及び第四項(第二号を除く。)の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは「当該対象家族を介護する」と、同条第三項及び第四項第

一 号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十七条第二項中「第十六条の八第二項前段」の下に「（第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二十三条第一項中「以下」の下に「この条及び第二十四条第一項第三号において」を加え、

「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第二項中「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第三項中「介護する労働者」の下に「であつて介護休業をしていないもの」を加え、「連続する九十三日」

を「連続する三年」に改め、「（当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日の前日までの期間における介護休業等日数が一年以上である場合にあっては、九十三日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が当該対象家族の当該要介護状態について介護休業をしたことがある場合にあっては、当該連続する期間は、当該対象家族の当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から起算した連続する期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間とする。）」を削り、「措置」の下に「（以下この条及び第二十四条第二項において「介護のため

の所定労働時間の短縮等の措置」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないものとして定められた労働者に該当

する労働者については、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないこととするについて合理的な理由がある

と認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

第二十三条に次の一項を加える。

4 前項本文の期間は、当該労働者が介護のための所定労働時間の短縮等の措置の利用を開始する日として当該労働者が申し出た日から起算する。

第二十四条第一項第三号中「第六章」を「第十六条の八」に、「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、

同条第二項中「第二十三条第三項に定める措置」を「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」に改める。

第二十五条を次のように改める。

（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の三中「前条を」第二十五条に定める事項及び前条に改める。

第五十六条の二中「第十六条の九」を「第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」、「第十六条の十」に、「第二十三条」を「第二十三条第一項から第三項まで」に改め、「第二十三条の二」の下に「第二十五条」を加える。

第五十七条中「第二十三条」を「第二十一条第一

号及び第三号」に改め、「第十一条第二項第一号及び第二号」を削り、「第十六条の二第二項」及び「第十六条の五第二項」の下に「及び第二項」を、「第十六条の八第二項第二号、第三項及び第四項第一号」の下に「これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」を加え、「並びに第二十三条を」、「第二十三

条第一項から第三項まで並びに第二十五条」に改める。

第六十条第二項中「第二十三条」を「第二十一条第一号及び第三号」に、「第二十一条第二項第一号及び第二号」並びに「第三項」を「第二十一条第三項」に、「第十六条の二第二項及び第二項、第十六条の五第二項及び第二項」を「第十六条の二第二項から第三項まで、第十六条の五第二項から第三項まで」に、「第二十三条」を「第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条」に、「第六章」を「第十六条の八」に、「第十六条の九」を「第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」、「第十六条の十」に改め、「第十六条の五第二項」の下に「及び第二項」を、「第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号」に改め、「第十六条の九」の下に「（これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條の規定並びに附則第十三條、第三十二條及び第三十三條の規定 公布の日

二 第一條中雇用保険法第六十二條第一項及び第六十三條第一項の改正規定、第三條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條

第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四條の規定並びに附則第十條、第十五條、第二十六條、第二十八條及び第三十一條の規定 平成二十八年四月一日

三 第一條中雇用保険法第三十七條の四第二

項、第六十一條の四第四項及び第六十一條の六第四項の改正規定並びに同法附則第十二條の次に一條を加える改正規定並びに次条第一項及び第二項、附則第十九條、第二十條、第二十二條並びに第二十三條の規定 平成二十八年八月一日

四 第二條中雇用保険法第六十六條第三項第一号イの改正規定、第三條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同

条第一項の改正規定、同法第十一條の二を削る改正規定、同法第十二條第一項及び第六項の改正規定、同法第十五條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五條の二を削る改正規定、同法第十六條及び第十八條の改正規定、同法第十九條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九條の二を削る改正規定並びに同法第二十二條第三項、第三十一條及び第三十二條第一項の改正規定並びに附則第九條の規定 平成三十二年四月一日

（介護休業給付金に関する経過措置）

第二條 第一條の規定による改正後の雇用保険法（以下この項及び次項において「第一條改正後雇用保険法」という。）第六十一條の六第四項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第一條改正後雇用保険法第六十一條の六第一項に規定する休業を開始した者（第三項の規定により第二條の規定による改正後の雇用保険法（以下「第二條改正後雇用保険法」という。）第六十一條の六の規定が適用される者を除く。）について適用し、同日前に第一條の規定による改正前の雇用保険法（次項において「第一條改正前雇用保険法」という。）第六十一條の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 第一條改正後雇用保険法附則第十二條の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された第一條改正後雇用保険法第六十

項、第六十一條の四第四項及び第六十一條の六第四項の改正規定並びに同法附則第十二條の次に一條を加える改正規定並びに次条第一項及び第二項、附則第十九條、第二十條、第二十二條並びに第二十三條の規定 平成二十八年八月一日

四 第二條中雇用保険法第六十六條第三項第一号イの改正規定、第三條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同

条第一項の改正規定、同法第十一條の二を削る改正規定、同法第十二條第一項及び第六項の改正規定、同法第十五條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五條の二を削る改正規定、同法第十六條及び第十八條の改正規定、同法第十九條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九條の二を削る改正規定並びに同法第二十二條第三項、第三十一條及び第三十二條第一項の改正規定並びに附則第九條の規定 平成三十二年四月一日

（介護休業給付金に関する経過措置）

第二條 第一條の規定による改正後の雇用保険法（以下この項及び次項において「第一條改正後雇用保険法」という。）第六十一條の六第四項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第一條改正後雇用保険法第六十一條の六第一項に規定する休業を開始した者（第三項の規定により第二條の規定による改正後の雇用保険法（以下「第二條改正後雇用保険法」という。）第六十一條の六の規定が適用される者を除く。）について適用し、同日前に第一條の規定による改正前の雇用保険法（次項において「第一條改正前雇用保険法」という。）第六十一條の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 第一條改正後雇用保険法附則第十二條の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された第一條改正後雇用保険法第六十

一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に開始された第一条改正前雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金については、なお従前の例による。

3 第二条改正後雇用保険法第六十一条の六の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項に規定する介護休業を開始した者について適用し、施行日前に第二十一条の規定による改正前の雇用保険法(以下「第二条改正前雇用保険法」という。)第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(高年齢被保険者に関する経過措置)

第三条 六十五歳に達した日以後に雇用された者であつて、施行日前から引き続いて雇用されている者(雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。)については、施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第二条改正後雇用保険法の規定を適用する。

(就業促進手当に関する経過措置)

第四条 第二条改正後雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第五十六条の三第一項各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(移転費に関する経過措置)

第五条 施行日前に第二条改正前雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者となつた者(次条において「旧高年齢受給資格者」という。)(施行日以後に高年齢受給資格者(第二条改正後雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。)、日雇受給資格者(第二条改正後雇用保険法第五十六条の三第一項第二号に規定する日雇受給資格者をいう。次条において同

じ。)(又は特例受給資格者(雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者をいう。次条において同じ。))となつた者を除く。)に対する雇用保険法第五十八条の規定による移転費の支給については、なお従前の例による。

(求職活動支援費に関する経過措置)

第六条 第二条改正後雇用保険法第五十九条の規定は、求職活動に伴い施行日以後に同条第一項各号に規定する行為(当該行為に関し、第二条改正前雇用保険法第五十九条の規定による広域求職活動費が支給されている場合における当該行為を除く。)をした者(施行日前一年以内に旧高年齢受給資格者となつた者であつて施行日以後に高年齢受給資格者、日雇受給資格者又は特例受給資格者となつていないものを除く。)について適用し、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第七条 高年齢継続被保険者(第二条改正前雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。以下この条において同じ。)(施行日以前に高年齢継続被保険者でなくなり、施行日以後に第二条改正後雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した場合において、同項第一号に規定する基準日がその者が高年齢継続被保険者でなくなつた日から同項第二号の厚生労働省令で定める期間内にあるときにおける同号の規定の適用については、同号中「高年齢被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者」とする。

(育児休業給付金に関する経過措置)

第八条 第二条改正後雇用保険法第六十一条の四の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する休業を開始した者について適用し、施行日前に

第二条改正前雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第九条 第二条改正後雇用保険法第六十六条第三項の規定は、平成三十二年以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(雇用保険率に関する経過措置)

第十条 第三条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る労働保険料(同法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下この条において同じ。))について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百二十二号)第六十六条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十一条の規定により指名するあつせん員に係属している同項のあつせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八十条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置)

第十二条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(附則第十七条第一項において「行政執行法人」という。)の職員のうち、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外

の常時勤務することを要しない職員に対する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(次項において「育児・介護休業法」という。)第六十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)第八条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に対する育児・介護休業法第六十一条第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)第八条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八十条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(職業安定法の一部改正)

第十五条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第十六条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第四項中、「その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「[高年齢継続被保険者]を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第五項中「その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者については、求職活動支援費

第十条第十一項中「規定は、」の下に「第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第四項又は第五項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及びを加え、「これら」を「第六項又は第七項」に改め、「」の下に「雇用保険法」を加え、「及び第五十六条の三から第五十九条まで」を「及び第五十六条の三から第五十九条まで」を「雇用保険法」に改める。

第十七条

退職職員（退職した国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば第二条改正前雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第十条第四項又は第五項の勤続期間を計算する場合における国家公務員退職

手当法第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前

2 新退職手当法第十条第十項（第六号に係る部分に限り、同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、前条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十条第十項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新退職手当法第十条第十項第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する国家公務員退職手当法第十條第十項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 新退職手当法第十条第十一項において準用する同条第十項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する国家公務員退職手当法第十條第十項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する国家公務員退職手当法第十條第十項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（厚生年金保険法の一部改正）

第十八条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第二項中「平成三年法律第七十六号」の下に。以下この項において「育児・介護休業法」という。を加え、「若しくは同法」を「若しくは育児・介護休業法」に、「当該育児休業等に係る三歳に満たない子を」を「育児・介護休業法第二条第一号に規定する子その他これに類する者として政令で定めるもの（第二十六条において「子」という。）であつて、当該育児休業等に係る三歳に満たないもの」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十九条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則第十一条の三を附則第十一条の四とし、附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（介護休業手当金に関する暫定措置）

第三十一条の三 第六十八条の三第一項及び同条第三項において準用する第六十八条の二第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十一条の三の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、同日以前に開始された前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二十一条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に、「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者又は」に、「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者又は」に改め、同条第七項中「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十二條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条の二の次に次の一条を加える。

（介護休業手当金に関する暫定措置）

第三十七条の三 第七十条の三第一項及び同条第三項において準用する第七十条の二第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十七条の三の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に

開始された地方公務員等共済組合法第七十条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、同日前に開始された同項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

(雇用対策法の一部改正)

第二十四条 雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「求職活動」の下に「又は求職活動を容易にするための役務の利用」を加える。

(雇用対策法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 前条の規定による改正後の雇用対策法第十八条第三号に係る部分に限る。の規定は、施行日以後に同号に規定する求職活動当該求職活動に関し、前条の規定による改正前の雇用対策法第十八条の規定による給付金が支給されている場合における当該求職活動を除く。又は役務の利用をした者について適用し、施行日前に広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する当該求職活動に係る給付金の支給については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二及び別表第一第八十一号中「第四十二條第二項」を「第三十八條第二項」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第二十七条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第四十七條の三」を「第四十七條の四」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十八条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第八十三条中「第二十條から第二十八條まで

及び第三十一条を「第二十二條から第三十條まで及び第三十三條」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

附則第四十三條の前の見出し中「高年齢求職者給付金等」を「高年齢雇用継続基本給付金等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第四十四條第一項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「第一條の規定による改正後の雇用保険法(附則第四條において「新法」という。)(第六條第二号から第五号まで)」を「雇用保険法第六條第一号から第四号まで」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)

第三十一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「第二十四條の三第三項第一号」を「第二十四條の二第三項第一号」に改める。

第二十四條の二を削る。

第二十四條の三第一項中「別表の十二の三の項」を「別表の十二の二の項」に改め、同条を第二十四條の二とする。

第二十四條の四「別表の十二の四の項」を「別表の十二の三の項」に改め、同条を第二十四條の三とする。

別表の十二の二の項を削り、同表の十二の三

の項中「第二十四條の三」を「第二十四條の二」に改め、同項を同表の十二の二の項とし、同表の十二の四の項中「第二十四條の四」を「第二十四條の三」に改め、同項を同表の十二の三の項とする。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二條 前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四條の二第一項同条第三項において準用する場合を含む。の規定による内閣総理大臣の認定に係る国家戦略特別区域法第二條第一項に規定する国家戦略特別区域内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の区域をその区域に含む都道府県の知事が、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日前に当該市町村の長から、当該市町村の区域において第四條の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一條第二項に規定するシルバー人材センターが行う同法第四十二條第一項第二号及び第四号に掲げる業務(同法第四十一條第一項に規定するシルバー人材センター連合が行う同法第四十五條において準用する同法第四十二條第一項第二号及び第四号に掲げる業務を含む。)に関し、その取り扱う範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該都道府県の知事が、同日において第四條の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十九條第一項(同法第四十五條において準用する場合を含む。)の規定により当該市町村の区域において全ての業種及び職種を指定したものとみなして、同法の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願(第七五〇号)(第七五十一号)(第七五十二号)(第七五十三号)(第七五十四号)(第七五十五号)(第七五六号)(第七五十七号)(第七五十八号)(第七五十九号)(第七六〇号)

一、パーキンソン病患者・家族に対する治療・療養に関する対策の充実に関する請願(第八二八号)

一、社会保障費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願(第八二九号)(第八三〇号)(第八三十一号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三八号)(第八三九号)

一、食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願(第八四〇号)(第八四一号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)

一、建設アスベスト問題の早期解決と被害者の救済に関する請願(第九一七号)

一、憲法二十五條に基づく権利保障としての社会福祉事業を守り拡充することに関する請願(第九一八号)

第七五〇号 平成二十八年三月七日受理

介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願

請願者 石川県金沢市 松井京子 外二百九十一名

紹介議員 井上 哲士君

二〇一四年六月、医療・介護総合法が成立し、介護保険法が改正された。(一)要支援者の訪問介護、通所介護を介護給付から外し、市町村の事業に移し替える(二)一定以上の所得者の利用料を二割に引き上げる(三)特養の入所対象を原則要介護三以上に限定する(四)低所得者の施設入所者を対象とする居住費・食費の要件を厳しくする、など従来にない規模と水準の給付削減と負担増が盛り

込まれ、利用者からは「このまま実施されたら在宅での生活が続けられなくなる」費用負担が増えたら特養を退所せざるを得ない」今特養を申し込んでいるが、待機者から外されてしまうということか」といった悲痛な声、疑問が寄せられている。利用者・家族に新たな困難を押し付け、介護の社会化に逆行する今回の見直しに強く反対する。同時に、介護従事者の確保と処遇改善は今や待ったなしの課題となっている。介護従事者の処遇は全産業労働者の平均と比べて極めて低く、働き続けることが困難な実態にある。多くの介護事業者からも「このままでは十分な賃金を払えない」「必要な職員を確保できない」などの声が強く出されている。労働環境を抜本的に改善するために、低く固定化された介護報酬の大幅な引上げ、介護従事者確保、抜本的な処遇改善を国の責任で推進することが必要である。利用者・家族が安心して介護を受けられ、介護従事者が生き生きと働き続けられるよう、介護保険制度の改善と処遇改善・人材確保の実現を求める。 については、次の事項について実現を図られたい。 一、要支援者がこれまでの生活を継続できるように、市町村に対して財源の確保を含めた支援を行うこと。 二、特養ホームを大幅に増やすこと。 三、利用料の二割化を始め、サービス利用や施設入所を困難にする費用負担の引上げをやめると。 四、介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護従事者確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。 五、以上を実現するために、介護保険財政に対する国の負担割合を引き上げること。 第七五一号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 京都市 川見文枝 外二百九十一	名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七五二号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 北海道釧路市 山崎朋美 外二百九十一名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七五三号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 東京都荒川区 田中ちよ 外二百九十一名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七五四号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 京都市 永野弘美 外二百九十一名 紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七五五号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 山梨県甲府市 鈴木由美子 外二百九十八名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七五六号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 京都市 川見文枝 外二百九十一	請願者 東京都足立区 山本寛子 外二百九十一名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七五七号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 兵庫県西宮市 宮脇玲子 外二百九十一名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七五八号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 大阪府寝屋川市 平松眞美子 外二百九十一名 紹介議員 辰巳孝太郎君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七五九号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 高知県香美市 山中郁 外二百九十一名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第七六〇号 平成二十八年三月七日受理 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善に関する請願 請願者 奈良県北葛城郡広陵町 杉浦加代子 外二百九十一名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第七五〇号と同じである。 第八二八号 平成二十八年三月九日受理 パーキンソン病患者・家族に対する治療・療養に	関する対策の充実に関する請願 請願者 埼玉県戸田市 伊勢嶋勲 外五百九十六名 紹介議員 西田 実仁君 この請願の趣旨は、第三七〇号と同じである。 第八二九号 平成二十八年三月九日受理 社会保障費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願 請願者 岐阜県海津市 武藤和美 外四百四十一名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。 第八三〇号 平成二十八年三月九日受理 社会保障費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願 請願者 京都府宇治市 田中治子 外四百四十一名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。 第八三一号 平成二十八年三月九日受理 社会保障費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願 請願者 秋田県湯沢市 齊藤照子 外四百四十一名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。 第八三二号 平成二十八年三月九日受理 社会保障費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願 請願者 東京都新宿区 本葉カツ子 外四百四十一名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。 第八三三号 平成二十八年三月九日受理
---	--	---	---

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 京都市 細木廣子 外四百四十一名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第八三四号 平成二十八年三月九日受理

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 東京都東村山市 中嶋喜代子 外四百四十五名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第八三五号 平成二十八年三月九日受理

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 東京都足立区 深澤弘巨 外四百四十一名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第八三六号 平成二十八年三月九日受理

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 神戸市 永野恵子 外四百四十一名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第八三七号 平成二十八年三月九日受理

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 大阪府枚方市 村上敏昭 外四百四十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 宮崎県日向市 奈須やちよ 外四百四十一名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第八三九号 平成二十八年三月九日受理

社会保険費大幅削減中止、保育、医療、介護、年金などの拡充に関する請願

請願者 神戸市 小谷博子 外四百四十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六二四号と同じである。

第八四〇号 平成二十八年三月九日受理

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 岐阜県海津市 武藤和美 外三百九十一名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第八四一号 平成二十八年三月九日受理

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 京都市 磯部笑美子 外三百九十一名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第八四二号 平成二十八年三月九日受理

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 群馬県高崎市 片山まさ江 外三百九十一名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 東京都板橋区 斎藤とき子 外三百九十一名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第八四四号 平成二十八年三月九日受理

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 京都市 中村恵子 外三百九十一名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第八四五号 平成二十八年三月九日受理

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 川崎市 福元みつ子 外三百九十一名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第八四六号 平成二十八年三月九日受理

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 東京都足立区 野沢イシ 外三百九十一名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第八四七号 平成二十八年三月九日受理

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 神戸市 中西くに子 外四百名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 大分市 渡辺久美子 外三百九十一名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第八五〇号 平成二十八年三月九日受理

食品衛生監視員を大幅に増やすことに関する請願

請願者 神戸市 小谷博子 外三百九十一名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第六三五号と同じである。

第九一七号 平成二十八年三月十日受理

建設アスベスト問題の早期解決と被害者の救済に関する請願

請願者 愛媛県伊予市 白石善雄 外五百一名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第九一八号 平成二十八年三月十日受理

憲法二十五条に基づく権利保障としての社会福祉事業を守り拡充することに関する請願

請願者 東京都江戸川区 陣立恒仁 外百九十九名

紹介議員 福島みずほ君
憲法第二十五条は、健康で文化的な生活を営む国民の権利を国の責任で保障するとしている。権利保障の具体的な仕組みが社会福祉制度であり、その制度に基づいた支援を行ってきたのが社会福祉事業である。そのため、社会福祉事業の公共性は非常に高いと言える。ところが、政府は、社会保障制度改革推進法とプログラム法によって国民に自助・自己責任を押し付け、社会保障・社会福祉の解体を進めている。二〇一五年四月には、介護報酬を引き下げ、子ども・子育て支援新制度によって保育分野にも直接契約制度を導入した。ま

た、社会福祉法改正案では、現在の社会福祉制度の隙間にある貧困対策などの地域公益活動を担うことを社会福祉法人の努力義務としている。本来、公的責任の下で制度化すべき事業に対する国の責任を放棄し、社会福祉法人に転嫁するものである。こうした公的責任の放棄は、今でも十分な高齢者・障害者・子供たちへの支援の質と量をより低下させる。さらに、福祉・介護・保育の人材確保の必要性を認めながら、社会福祉施設等退職手当共済制度への公費助成の対象から介護分野に続いて障害分野、保育分野を外そうとしている。厚生労働省の賃金構造基本統計調査で明らかとなった全産業平均より月額九万円も低い賃金実態や地方労働局の調査で示された介護・保育職場での高い法令違反率が深刻な福祉人材不足の大きな要因となっている。今、国民の福祉要求に応えて、健康で文化的な生活を営む権利を保障するためには、(一)高齢者・障害者・子供たちの基本的人権の担保(二)福祉労働者の劣悪な賃金・労働環境の改善による福祉人材の確保と定着(三)非営利原則に基づく事業経営の徹底・強化(四)これらを実現するための公的責任の拡充、取り分け社会福祉事業に対する公費(報酬や委託費・給付費)の単価の在り方と体系の抜本的見直しこそが喫緊の課題である。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、社会福祉事業に対する公的責任を放棄せず、より拡充させること。

1 地域公益活動を社会福祉法人に押し付けず、国の責任で制度化して実施すること。

2 「地域公益活動・事業」の実施によって、既に行っている高齢者・障害者・子供への支援の質が下がり、量が減ることのないようにすること。

二、国の責任で、福祉職場の人材を確保・定着させること。

1 社会福祉事業が継続的・安定的に運営でき、福祉労働者の処遇改善が図れるように、

十分な財源を確保すること。
2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成の対象を縮小せず、全ての分野に拡大すること。

平成二十八年四月十五日印刷

平成二十八年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

0